

高原町第1期こども計画

こどもが主役

ここで育ってよかったと思えるまち たかはる



令和7年3月

高原町

はじめに

平素より、町政にご協力いただきありがとうございます。
ございます。

このたび、本町では、「こどもが主役　ここで育ってよかったと思えるまち　たかはる」を基本理念とする「高原町第1期こども計画」を策定いたしました。

子育て施策をめぐるのは、わが国全体で、少子化や子育て世帯の悩み・不安・孤立、不登校など教育をめぐる諸問題、ヤングケアラー問題など、様々な課題が深刻化を増しています。

そうした中、子どもにとっての一番の利益を考え、すべての人が子どもや子育て世帯を応援する「こどもまんなか社会」をめざす法制度改正がなされ、次世代育成支援対策、子ども・子育て支援、母子保健、ひとり親家庭自立促進、こどもの貧困対策、子ども・若者育成支援を網羅した「こども計画」の策定が自治体の努力義務となりました。

本計画の策定にあたっては、子育て中の保護者や小中学生、さらに、高校生から34歳までの世代を対象にアンケート調査を行い、様々な課題が明らかになりました。抽出された課題をもとに施策の選択を行い、立案した本計画を、職員一丸で推進してまいります。

次代を担う子どもたちが、高原町の恵まれた自然環境の中で、夢と希望を持ち、健やかに成長していくことを願っております。

結びに、本計画の策定に際しまして、ご協力をいただきました多くの町民や関係者の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました高原町子ども・子育て会議委員の皆様、厚くお礼を申し上げます。

今後とも、町政の推進のため、一層のご理解ご支援を重ねてお願い申し上げます。

令和7年3月



高原町長 高妻 経信

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	3
5 国の制度改革の動向	4
6 こども基本法の基本理念	5
7 計画の進行管理の方法	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	7
1 人口等の状況	7
2 アンケートによる住民ニーズ	16
3 「子ども・子育てプラン」等の推進状況	27
4 課題の整理	30
第3章 基本構想	31
1 基本理念	31
2 基本目標	31
第4章 こども施策の総合的な展開	33
基本目標1 ライフステージに沿った切れ目のない支援	33
基本目標2 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援	40
基本目標3 安心できる育成環境づくり	45
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画	50
1 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容	50
2 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容	54
第6章 成育医療等に関する計画	66
1 成育医療等をめぐる現状と課題	66
2 施策の方向	66
第7章 ひとり親家庭自立促進計画	70
1 ひとり親家庭をめぐる現状と課題	70
2 施策の方向	70

第8章 こどもの貧困対策計画	73
1 こどもの貧困をめぐる現状と課題	73
2 施策の方向	73
第9章 子ども・若者育成支援計画	75
1 子ども・若者育成支援をめぐる現状と課題	75
2 施策の方向	75
参考資料	78
1 国の「こども大綱」、宮崎県の「こども計画」の施策体系	78
2 前計画と本計画の施策の対応関係	80
3 用語説明	81
4 高原町子ども・子育て会議要綱	92
5 高原町子ども・子育て会議 委員名簿	94
6 策定経過	95

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

高原町では、令和元年度に「高原町子ども・子育てプラン」を策定し、「子どもの幸せ、地域みんなでつくる 笑顔あふれる子育てのまち たかはる」をめざして取り組みを進めてきました。また、令和3年度には「高原町子どもの貧困対策推進計画」も策定しました。これらの計画が令和6年度に終了するため、新しい計画を策定します。

「高原町子ども・子育てプラン」は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援する「第3期次世代育成支援行動計画」と、保育所等の利用人数等の見込みを定める「第2期子ども・子育て支援事業計画」で構成されており、これらの後継となる計画としていく必要があります。

また、令和5年4月に、こども基本法が施行されました。これは、少子化から児童虐待まで、様々な子どもをめぐる社会問題がある中で、子どもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めていこうとするもので、「自治体こども計画」の策定も努力義務となりました。

こうした法制度改革に沿って、これまでの計画を継承し、本町のこども施策を総合的に推進するために、令和7年度からの「高原町第1期こども計画」（以下、本計画という。）を策定します。

※「こども」の漢字の使い分けについて
「こども」「子ども」「子供」の言葉は、法令での用法に沿って記載し、準拠する法令がないケースでは、「子ども」と記載します。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、令和11年度に、それまでの推進状況をふまえ、第2期計画を策定します。

また、第1期計画期間内においても、社会動向の変化により、必要に応じて、随時見直しを行います。

【計画期間】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					第1期こども計画				
			子どもの貧困対策推進計画						

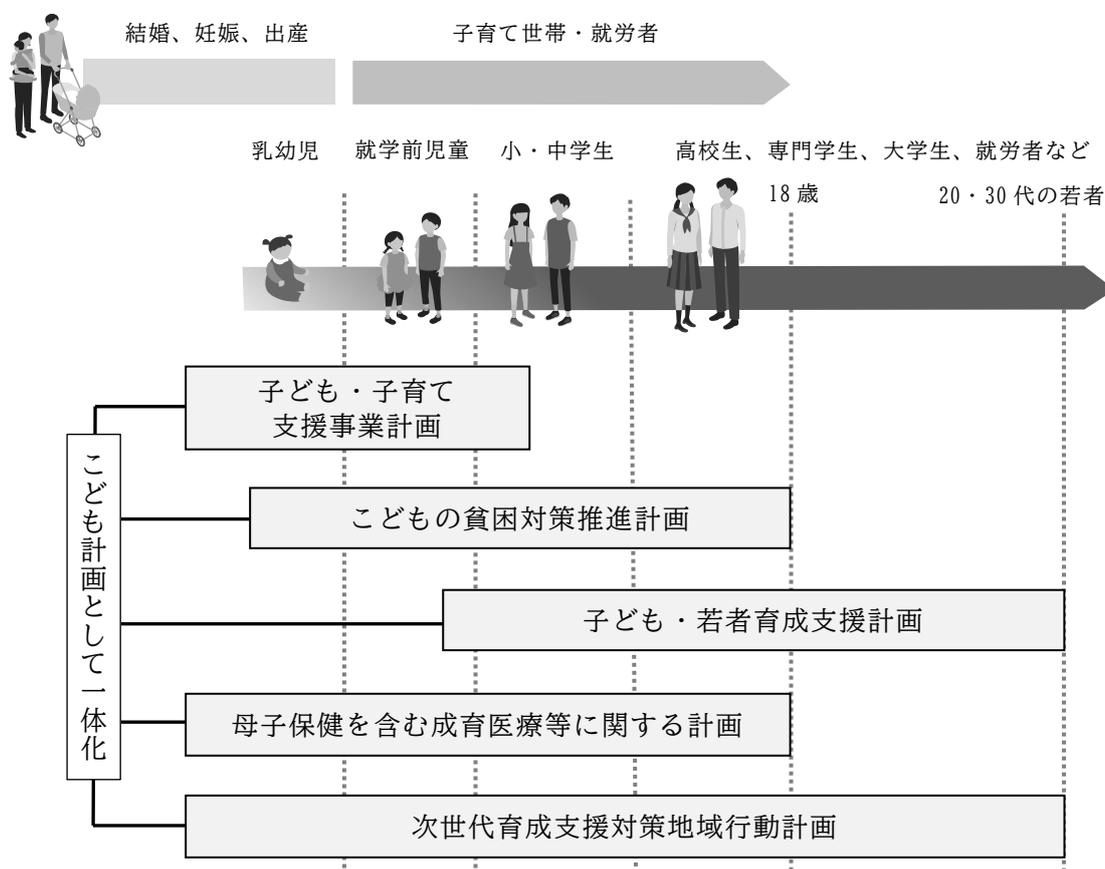
3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」で、以下の6計画を一体的に策定します。なお、学校教育分野については、教育基本法に基づく「教育振興基本計画」を別途、策定・推進しています。

【こども計画として一体的に盛り込む計画の一覧】

名 称	概 要
子ども・子育て支援事業計画（第3期）	幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を定める
次世代育成支援対策地域行動計画（第4期）	保健・福祉に加え、「仕事と生活の調和」など、各分野にまたがる次世代育成支援施策を定める。民間事業所や官公庁の事業主行動計画とともに推進する
母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程における切れ目のない母子保健・成育医療等の施策を定める
ひとり親家庭自立促進計画	ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講じる施策を定める
こどもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策を定める
子ども・若者育成支援計画	つながりの希薄化、ひきこもりなど、子ども・若者の問題の解決をめざす育成支援施策を定める

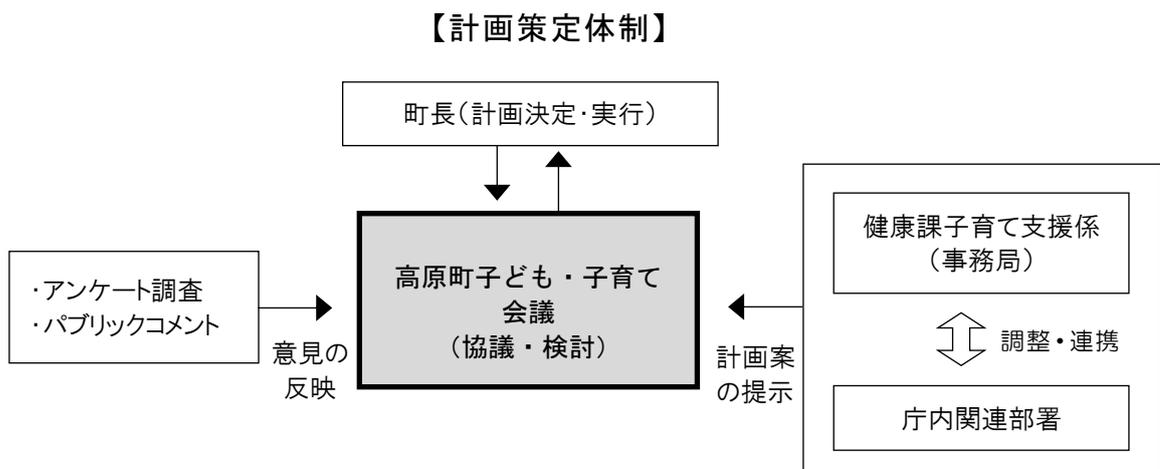
【ライフステージと各計画の関係】



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て中の保護者や小中学生、さらに、高校生から34歳までの世代を対象にアンケート調査を行い、住民のニーズ把握に努めました。

また、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「高原町子ども・子育て会議」において協議・検討を行うとともに、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。



5 国の制度改革の動向

子ども・子育て新制度の施行以降、相談支援体制の充実を図るための「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、様々な制度改革が行われてきました。

こども基本法の施行を受け、「こども大綱」、「こども未来戦略」、アクションプランとしての「こどもまんなか実行計画2024」が策定されるとともに、「こども誰でも通園制度」など新たな制度も創設されています。

【近年の国や社会の動向】

平成27年	◇子ども・子育て支援法の施行(子ども・子育て新制度の創設、「市町村第1期子ども・子育て支援事業計画」の策定)
平成28年	◇「子供・若者育成支援推進大綱」(第2次)の策定
平成29年	◇改正児童福祉法等の施行 (「市町村母子健康包括支援センター」(平成30年から「市町村子育て世代包括支援センター」)、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の制度化(令和6年に「市町村子ども家庭センター」に一本化))
令和元年	◇子ども・子育て支援法改正(幼児教育・保育の無償化の実施、「市町村第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定) ◇成育基本法の施行 ◇「子供の貧困対策に関する大綱」の策定
令和2～4年	◇コロナ禍による幼稚園・保育所等・学校、地域のサービス等への影響
令和3年	◇「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 (「こどもまんなか社会」の実現をめざす) ◇「子供・若者育成支援推進大綱」(第3次)の策定 ◇成育医療等基本方針の閣議決定
令和5年	◇こども基本法施行、こども家庭庁創設 ◇「こども大綱」の閣議決定 (従来の国の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱) ◇「こども未来戦略」の閣議決定 (「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを柱に重点的に国が進めていく戦略)
令和6年	◇改正児童福祉法等の施行 (「市町村子ども家庭センター」、「地域子育て相談機関」、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の制度化) ◇国のこどもまんなか実行計画2024の策定 ◇子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行 (すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充(「こども誰でも通園制度」等)、医療保険者から納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」の創設など) ◇改正こどもの貧困対策法の施行 (現在の貧困の解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことをめざすことなど)

6 こども基本法の基本理念

こども基本法は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念に即し、6つの基本理念がうたわれており、こども計画の策定にあたって、前提とする必要があります。

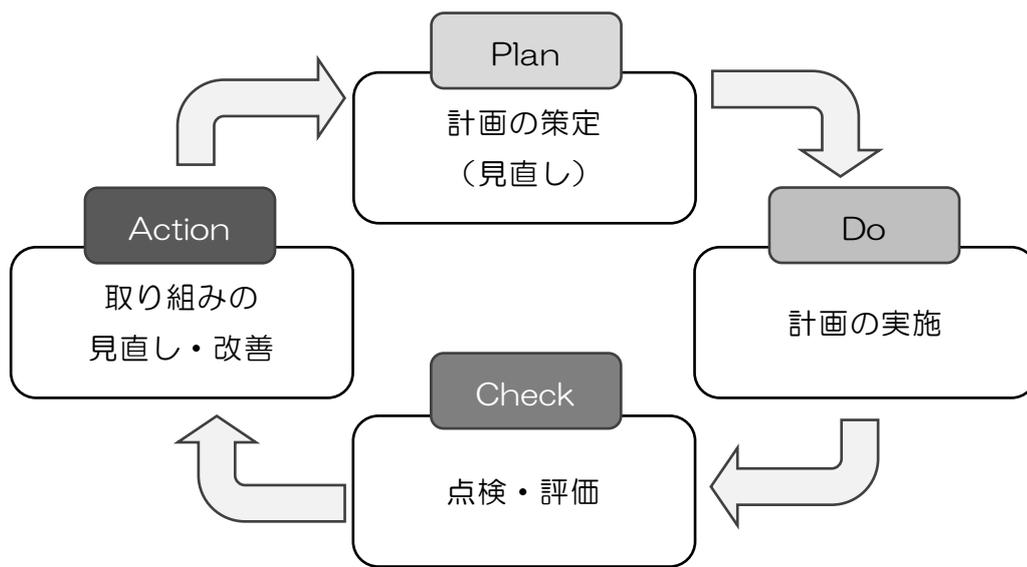
【こども基本法の基本理念】

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

7 計画の進行管理の方法

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、実施（Do）、実施状況の点検・評価（Check）、取り組みの見直し・改善（Action）という一連のPDCAサイクルにより行います。

【PDCAサイクルによる計画の進行管理】



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

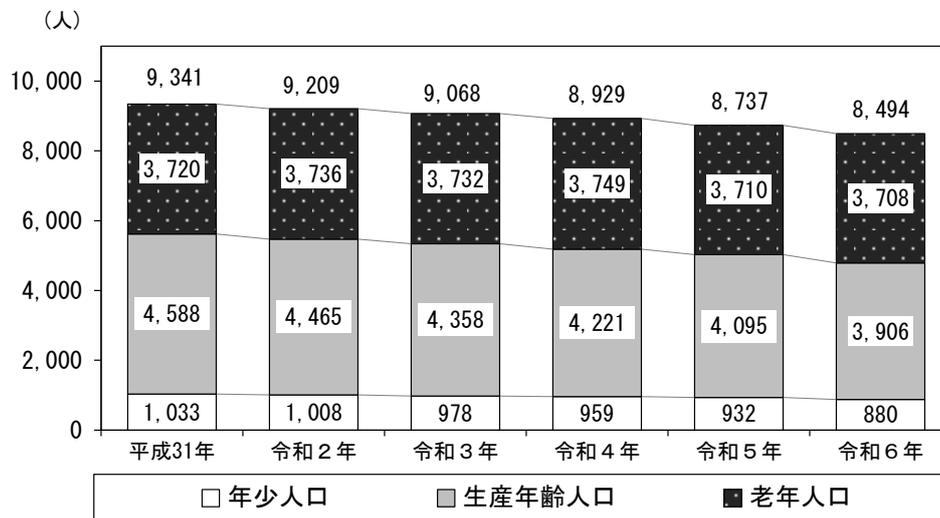
1 人口等の状況

(1) 人口の推移

令和6年4月の本町の住民基本台帳人口は8,494人、0～14歳の年少人口は880人で、ともに減少が続いています。

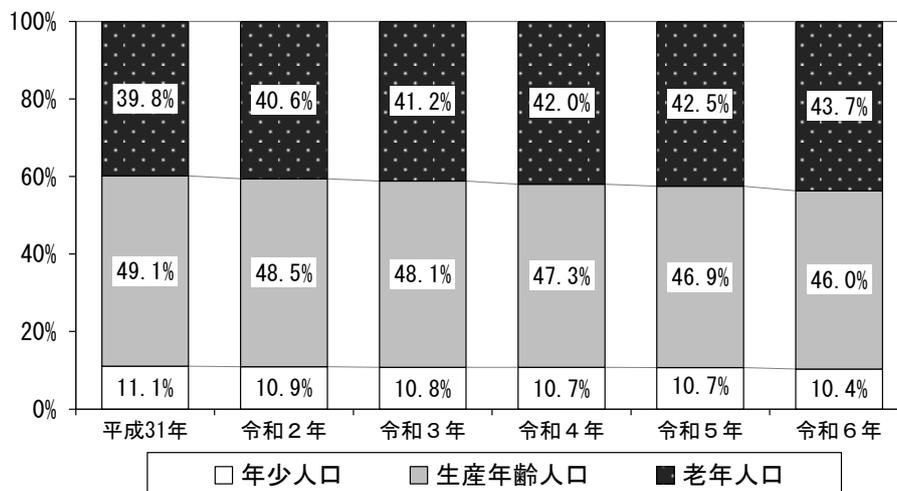
令和6年4月の高齢化率は43.7%で、年少人口比率は10.4%となっており、少子高齢化の傾向が続いています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【年齢3区分別人口割合の推移】



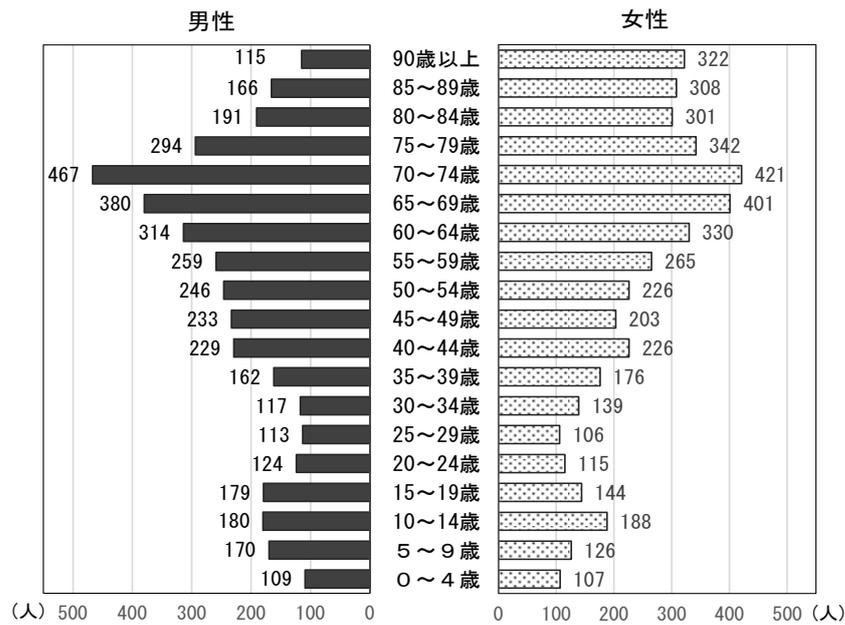
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成

令和6年4月の男女別・5歳階級別の人口構成は、男女ともに、団塊の世代を含む70～74歳が400人台と最も多くなっています。その一方で、男女ともに40歳未満の各年齢層が200人を割り、特に20歳代と30歳代の主に家族形成期を担う世代が少ない状況です。

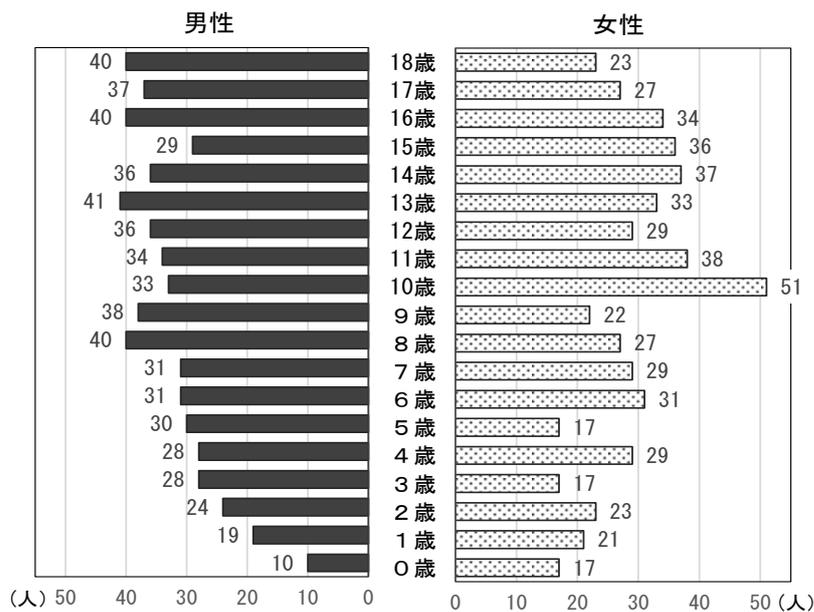
18歳以下の児童の男女別・各歳別人口構成では、5歳以下の就学前児童が特に少ない状況です。

【男女別・年齢5歳階級別の人口構成】



出典：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

【18歳までの男女別・各歳別の人口構成】



出典：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(3) 人口推計

センサス変化率法により令和11年までの住民基本台帳ベースの人口を推計したところ、今後も減少傾向で推移する見込みです。

【人口の推計（各年4月1日現在）】

	令和5年 実績値	令和6年 実績値	令和7年 推計値	令和8年 推計値	令和9年 推計値	令和10年 推計値	令和11年 推計値
0歳	40	27	35	34	32	31	30
1歳	47	40	29	38	37	33	32
2歳	46	47	40	29	38	37	33
3歳	57	45	49	41	30	39	38
4歳	47	57	46	49	41	30	39
5歳	59	47	58	46	50	41	30
6歳	62	62	49	60	48	51	42
7歳	67	60	62	49	60	48	51
8歳	61	67	60	62	49	60	48
9歳	85	60	68	61	63	50	61
10歳	75	84	60	67	60	62	50
11歳	68	72	82	59	65	58	60
12歳	74	65	73	83	60	66	59
13歳	71	74	64	72	83	59	65
14歳	73	73	74	64	72	84	59
15歳	77	65	69	70	61	69	80
16歳	64	74	63	67	68	59	67
17歳	76	64	73	62	66	67	58
18歳	61	63	54	62	53	56	58

〔再掲〕

0～2歳	133	114	104	101	107	101	95
1～2歳	93	87	69	67	75	70	65
3～5歳	163	149	153	136	121	110	107
0～5歳	296	263	257	237	228	211	202
6～8歳	190	189	171	171	157	159	141
6～11歳	418	405	381	358	345	329	312
0～11歳	714	668	638	595	573	540	514
0～18歳	1,210	1,146	1,108	1,075	1,036	1,000	960

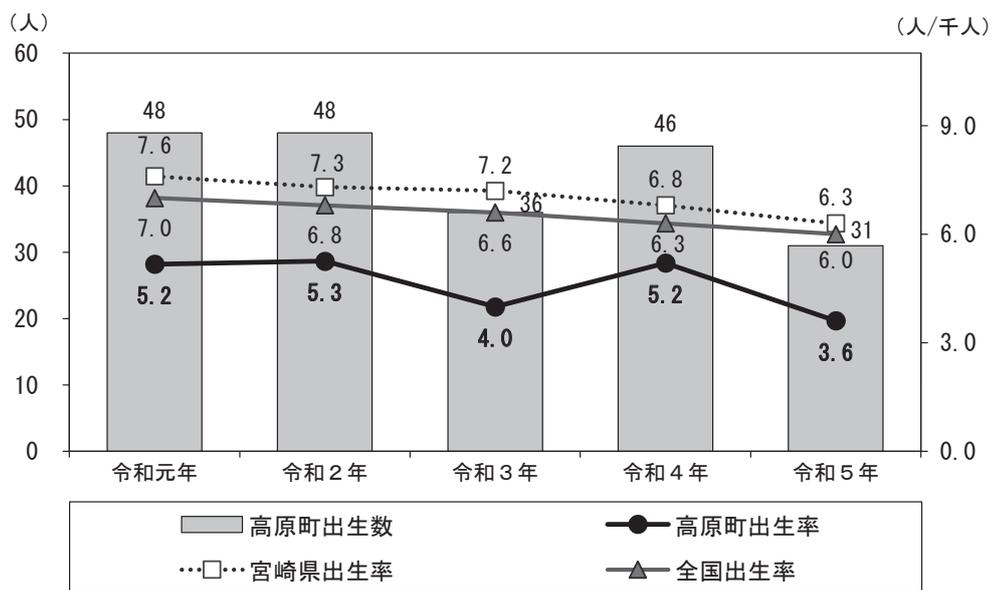
(4) 出生数

本町の出生数は、増減しながら減少傾向にあり、令和5年は31人となっています。

人口千人当たり出生率も上下しながら低下傾向にあり、令和5年は3.6となっていて、宮崎県平均の6.3、全国平均の6.0と比べ低くなっています。

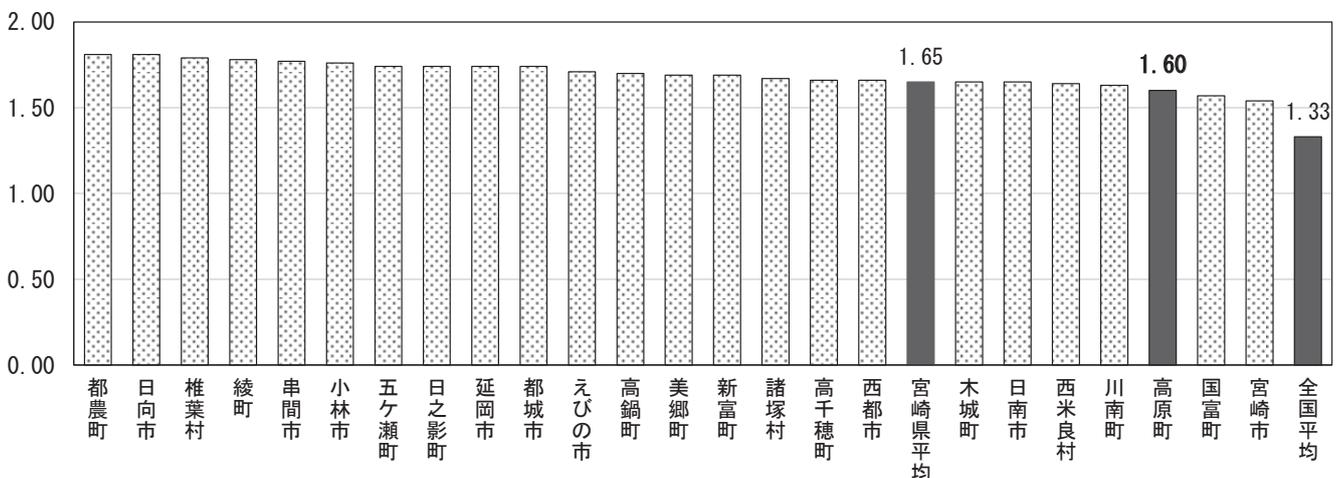
平成30年～令和4年平均の本町の合計特殊出生率は1.60で、宮崎県内の市町村の中では宮崎市、国富町に次いで低くなっています。

【出生数と出生率の推移】



出典：人口動態統計（各年1～12月）

【宮崎県内市町村の合計特殊出生率の比較】



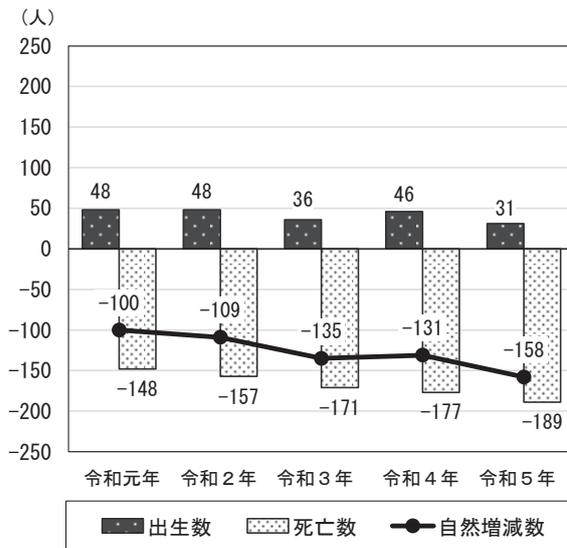
出典：人口動態統計特殊報告（平成30～令和4年の値）

(5) 人口動態

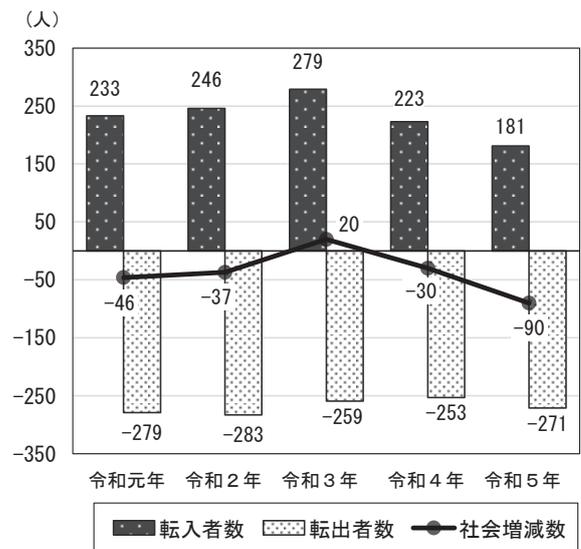
近年の本町の自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減で推移し、減少数は拡大傾向にあります。社会動態は、令和3年を除き、転出者数が転入者数を上回る社会減で推移しています。

また、令和5年の5歳階級別の転入と転出をみると、15～19歳と20～24歳、25～29歳で特に転出者数が転入者数を大きく上回っています。

【自然動態の推移】

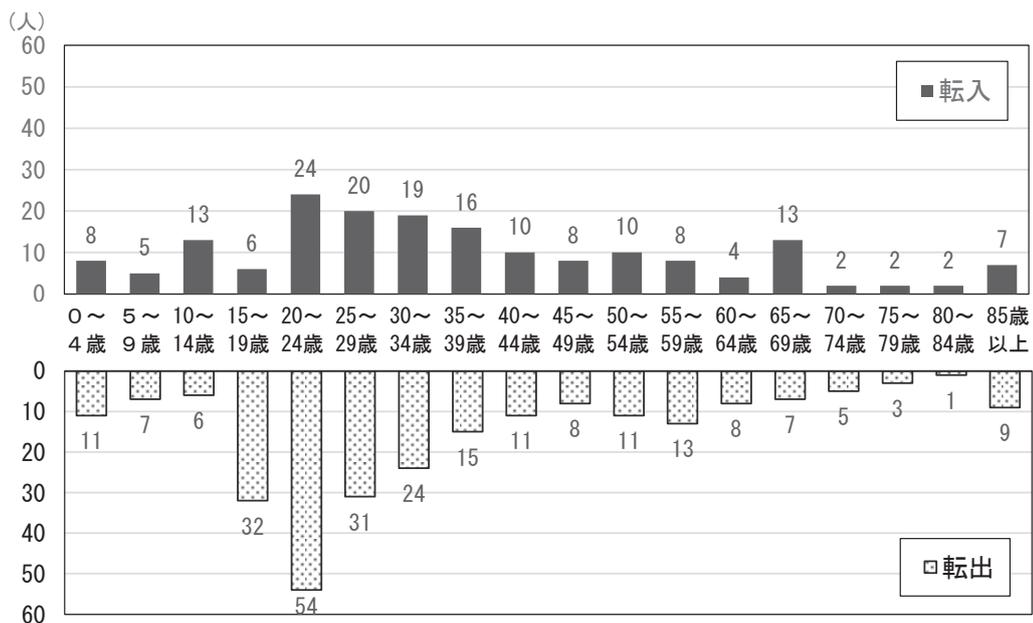


【社会動態の推移】



出典：人口動態統計（各年1～12月）

【5歳階級別転入と転出の状況（令和5年）】



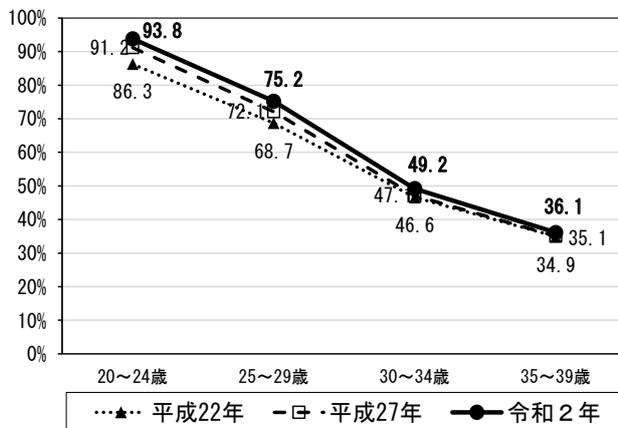
出典：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

(6) 未婚率

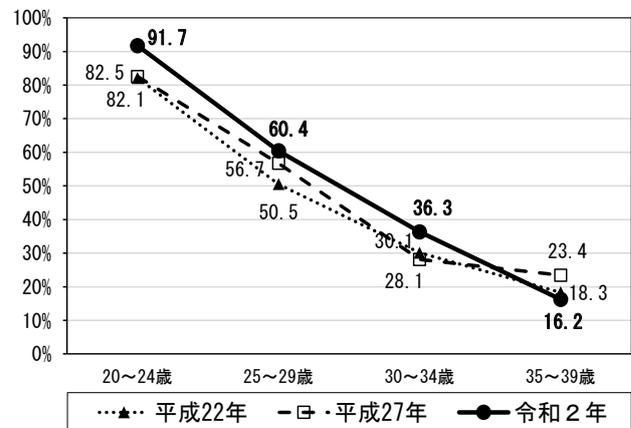
国勢調査による本町の20代・30代の未婚率について、平成22年から令和2年までの推移をみると、男性は各年齢層でわずかながら上昇しています。女性も30代前半までは上昇していますが、30代後半では低下傾向にあります。

令和2年の未婚率について、県平均・全国平均と比べてみると、男性は各年齢層で県平均より高く、全国平均よりは低く、女性も30～34歳までは県平均より高く、全国平均よりは低く、35～39歳は県平均・全国平均より低くなっています。

【男性の20代・30代の未婚率の推移】



【女性の20代・30代の未婚率の推移】



出典：国勢調査

【男女20代・30代の未婚率の比較（令和2年）】

項目	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
高原町男性	93.8	75.2	49.2	36.1
宮崎県男性	91.9	69.2	44.9	32.4
全国男性	95.7	76.4	51.8	38.5
高原町女性	91.7	60.4	36.3	16.2
宮崎県女性	88.6	57.7	34.0	22.7
全国女性	93.0	65.8	38.5	26.2

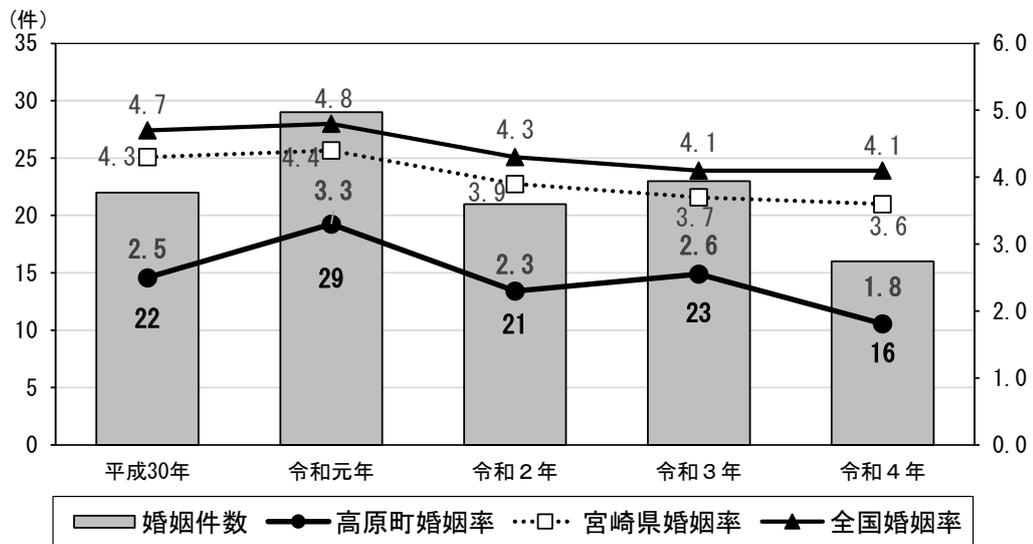
出典：国勢調査

(7) 婚姻件数・離婚件数

本町における婚姻件数は増減しながら推移し、令和4年は16件となっています。人口千人当たりの婚姻率も上下しながら推移し、令和4年は1.8で、県平均の3.6、全国平均の4.1に比べ低い水準となっています。

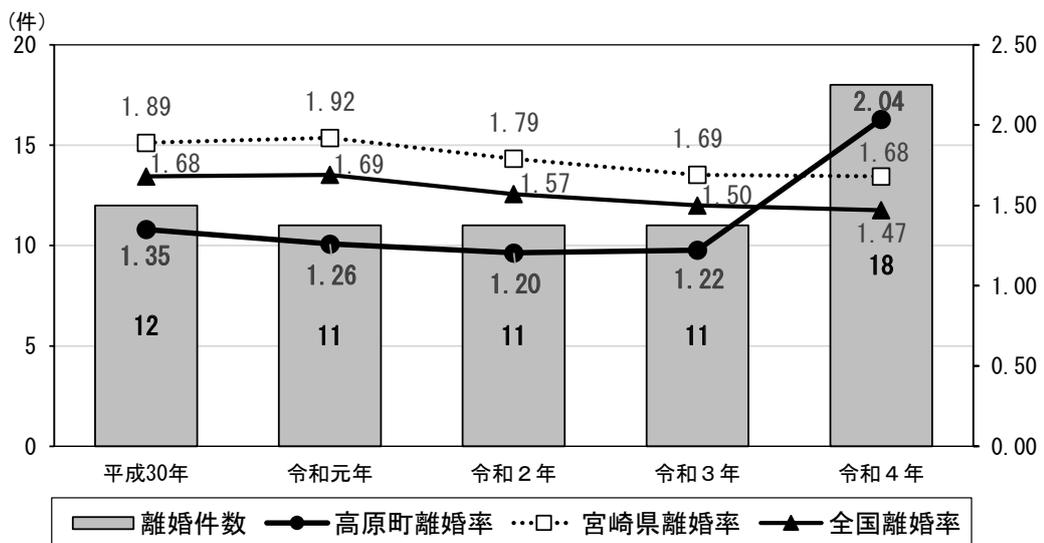
離婚件数は概ね横ばいで推移していましたが、令和4年は大きく増加し18件となっています。人口千人当たりの離婚率は低下傾向で推移していましたが、令和4年は県平均の1.68、全国平均の1.47を大きく上回る2.04となっています。

【婚姻件数、婚姻率の推移】



出典：人口動態統計（各年1～12月）

【離婚件数、離婚率の推移】

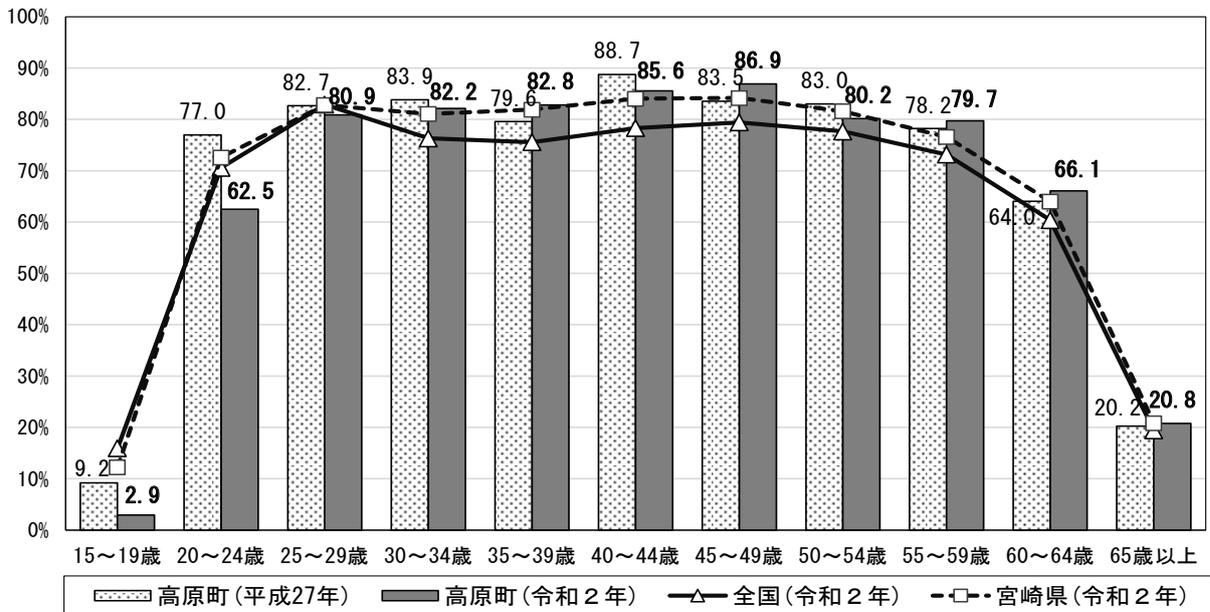


出典：人口動態統計（各年1～12月）

(8) 女性の年齢別就業率

令和2年国勢調査によると、本町の女性の年齢別就業率は、M字型カーブの底となる30～34歳、35～39歳の就業率が全国平均に比べ高くなっているのが特徴です。本町の平成27年と令和2年の比較では、15～19歳と20～24歳で大きく低下し、これ以外の層でも低下している年齢層が多くなっています。

【女性の5歳階級別就業率】

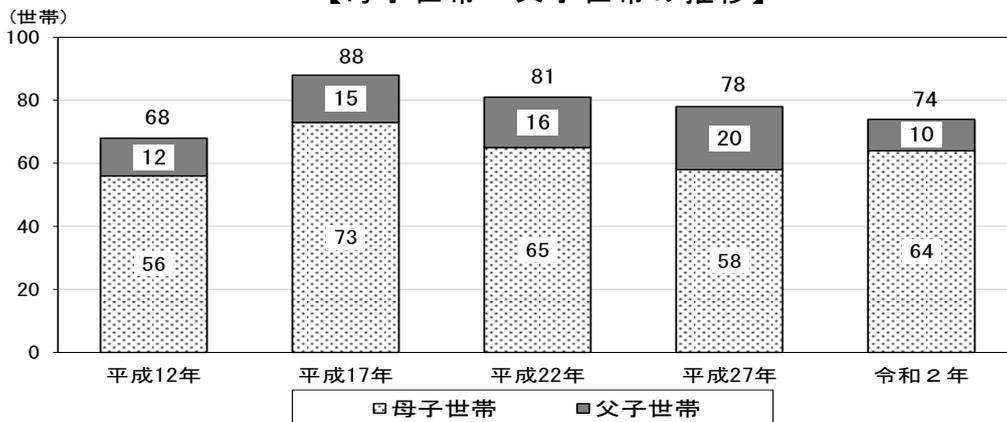


出典：国勢調査

(9) 母子・父子世帯数

国勢調査によると、本町の母子世帯は、平成17年の73世帯をピークに減少傾向にありましたが、令和2年は64世帯で平成27年に比べ増加しています。父子世帯は、増加傾向にありましたが、令和2年は平成27年に比べ半減し10世帯となっています。

【母子世帯・父子世帯の推移】



出典：国勢調査

(10) 保育所等と小中学校の児童生徒数

令和6年4月の就学前教育・保育施設の利用児童数は223人で、内訳は、幼稚園型認定こども園が59人、私立認可保育所が63人、町立保育所が47人、町内の認可外保育施設が25人、町外の施設が29人となっています。なお、国の認可による認可保育所は法定定員が20人以上であり、本町の町立保育所は、都道府県知事が認可する「へき地保育所」です。

また、学校基本調査によると、令和6年5月の小学校児童数は406人、中学校生徒数は201人となっています。

【保育所等の児童数（令和6年）】

区分	施設名	児童数
幼稚園型 認定こども園	遍照幼稚園（保育部）	20
	遍照幼稚園（教育部）	39
私立認可保育所	並木保育園	63
町立保育所	狭野保育所	13
	広原保育所	19
	後川内保育所	15
民間の認可外保育施設	出口保育園	25
町外		29
合計		223

【小中学校の児童生徒数（令和6年）】

	児童数
高原小学校	311
広原小学校	43
狭野小学校	28
後川内小学校	24
合計	406

	生徒数
高原中学校	193
後川内中学校	8
合計	201

2 アンケートによる住民ニーズ

本計画の策定にあたって、子育て中の保護者や小中学生、さらに、高校生から34歳までの世代を対象にアンケート調査を行い、住民のニーズ把握に努めました。調査結果の概要は、以下のとおりです。

【アンケート調査の種類と配布・回収状況】

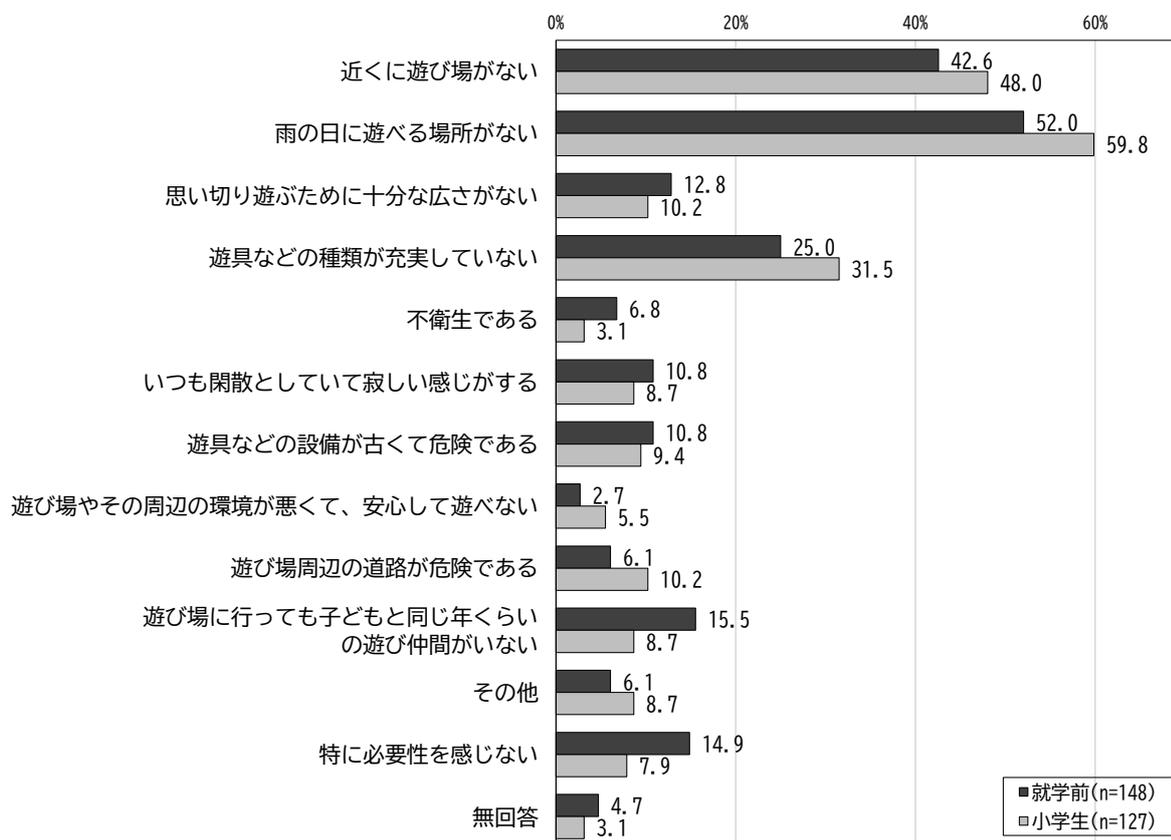
	対象	配布数	回収数	回収率
A	就学前児童の保護者	190票	148票	77.9%
B	小学1～3年生の保護者	158票	127票	80.4%
C	小学4～6年生・中学生の保護者	291票	241票	82.8%
D	小学生4～6年生・中学生本人	414票	338票	81.6%
E	高校生～34歳の若者	500票	91票	18.2%

(1) 「就学前児童・小学1～3年生の保護者」へのアンケート調査

～子どもの遊び場の充実が求められている～

《家の近くの子どもの遊び場について日頃感じていること》では、「雨の日に遊べる場所がない」や「近くに遊び場がない」などが多くなっています。

【子どもの遊び場について感じていること】

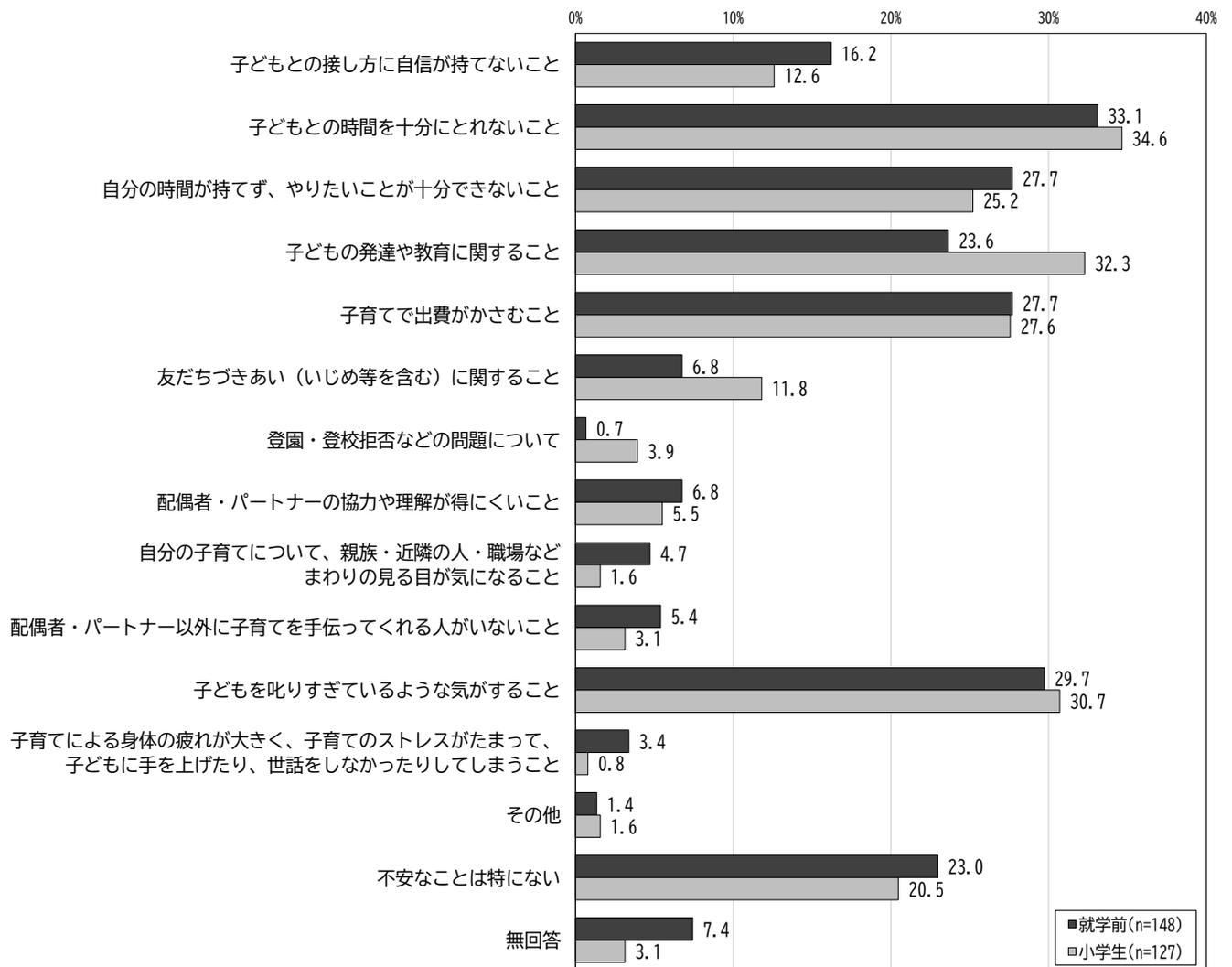


～保護者は、多岐にわたる悩みを抱えている～

《子育ての悩み》は、就学前児童の保護者、小学1～3年生の保護者ともに、1位は「子どもとの時間を十分にとれないこと」となっています。

また、子どものしつけをはじめ、子どもの発達や教育、子育て費用、自分の時間が持てないことが続いており、子育て中の保護者の悩みは多岐にわたっています。

【子育ての悩み】



(2) 「小学4～6年生・中学生の保護者」へのアンケート調査

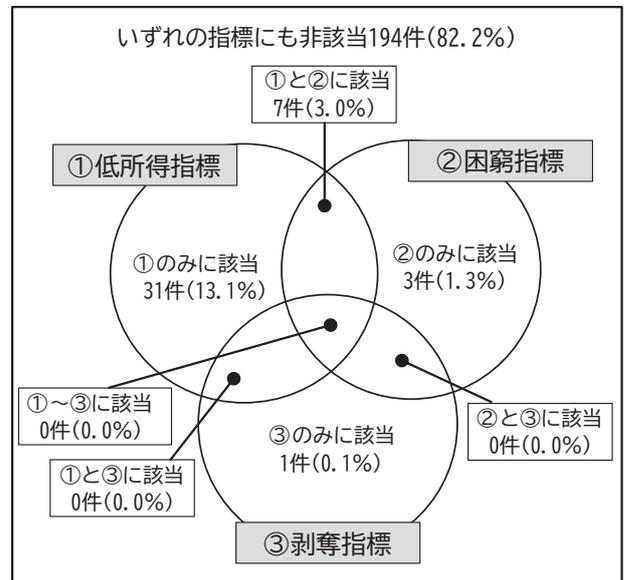
「小学4～6年生の保護者・中学生の保護者へのアンケート調査」は、子どもの生活習慣をたずねるとともに、「こどもの貧困問題」の実態をみるために、“生活困難世帯”の分析を行いました。“生活困難世帯”は、以下の「低所得指標」、「困窮指標」、「剥奪指標」の3つの指標のいずれかに該当する世帯とし、これら1つでも回答がない場合は、世帯区分不明としました。

その結果、今回の調査では、回答世帯の約18%（42世帯）が“生活困難世帯”と区分されました。そのうちの約3割（13世帯）がひとり親世帯です。

【“生活困難世帯”の判別基準】

指標	判別基準
低所得指標	アンケートでたずねた収入額から算出した「等価世帯年収」が「128万円以下」 （※「等価世帯年収」とは、世帯の年間収入を世帯人数の平方根で割ったもので、世帯人数の影響をより正確に反映するために、平方根で割っています。）
困窮指標	以下の6項目に「頻繁にあった」の回答が1つ以上該当 ① 経済的な理由により必要な「食料」が買えなかったこと ② 経済的な理由により必要な「衣料」が買えなかったこと ③ 電気・ガス・水道料金の滞納 ④ 電話料金の滞納 ⑤ 家賃・住宅ローンの滞納 ⑥ 保育料・学級費・給食費・授業料の滞納
剥奪指標	以下の5項目に「与えられていない」の回答が1つ以上該当 ① 1日3度の食事 ② 必要なときに病院・診療所に行く ③ 季節にあった衣服 ④ 遠足・修学旅行等の学校行事への参加 ⑤ 希望すれば高校・高専への進学

【“生活困難世帯”の件数】



【“生活困難世帯”の家族類型】

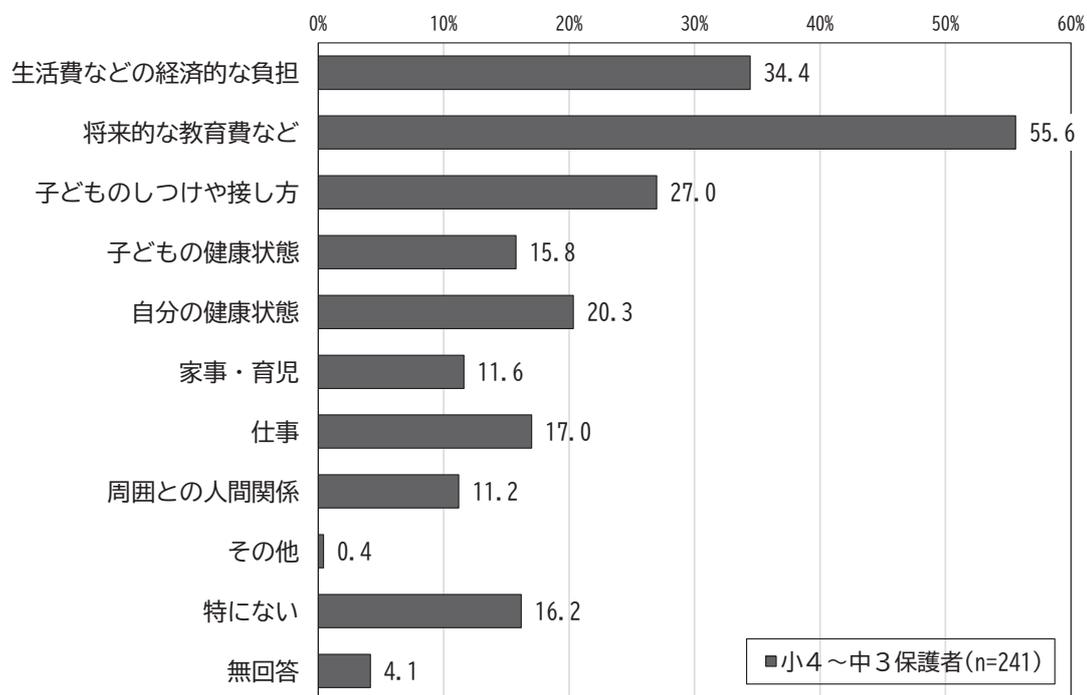
	合計	問2' 家族類型					無回答
		ひとり親と子	ひとり親と子と祖父母等	夫婦と子	夫婦と子と祖父母等	その他	
全体	241	25	18	170	25	2	1
	100.0	10.4	7.5	70.5	10.4	0.8	0.4
生活困難世帯	42	13	8	14	6	1	0
	100.0	31.0	19.0	33.3	14.3	2.4	0.0
それ以外の世帯	194	12	10	153	18	1	0
	100.0	6.2	5.2	78.9	9.3	0.5	0.0
判別不明世帯	5	0	0	3	1	0	1
	100.0	0.0	0.0	60.0	20.0	0.0	20.0

～小学4～6年生・中学生の保護者の最大の悩みは経済的負担～

《子育ての悩み》は、「将来的な教育費など」が最も高く、次いで「生活費などの経済的な負担」、「子どものしつけや接し方」、「自分の健康状態」と続き、経済的なことが上位にあがりました。

また、“生活困難世帯”は、“それ以外の世帯”と比べ、「生活費などの経済的な負担」や「将来的な教育費など」、「子どもの健康状態」、「自分の健康状態」に悩む世帯の割合がより高いことがわかりました。

【子育ての悩み】



【生活困難の区別にみた《子育ての悩み》】

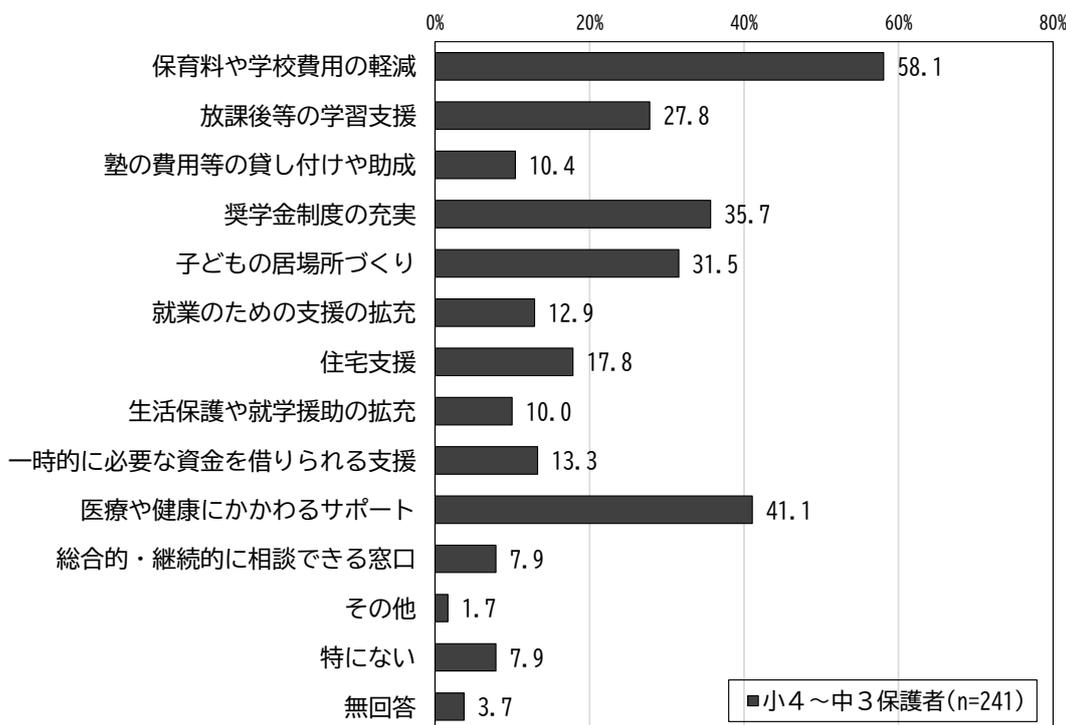
	合計	問20 子育ての心配や悩み事											
		生活費などの経済的な負担	将来的な教育費など	子どものしつけや接し方	子どもの健康状態	自分の健康状態	家事・育児	仕事	周囲との人間関係	その他	特にない	無回答	
全体	241 100.0	83 34.4	134 55.6	65 27.0	38 15.8	49 20.3	28 11.6	41 17.0	27 11.2	1 0.4	39 16.2	10 4.1	
生活困難世帯の判別	生活困難世帯	42 100.0	27 64.3	31 73.8	12 28.6	12 28.6	14 33.3	5 11.9	6 14.3	7 16.7	0 0.0	4 9.5	0 0.0
	それ以外の世帯	194 100.0	56 28.9	103 53.1	53 27.3	26 13.4	35 18.0	23 11.9	35 18.0	20 10.3	1 0.5	35 18.0	5 2.6
	判別不明世帯	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0

～必要な支援は経済的負担の軽減、健康支援、居場所づくり～

《子どもにとって必要な支援》では、「保育料や学校費用の軽減」が最も多く、「医療や健康にかかわるサポート」、「奨学金制度の充実」、「子どもの居場所づくり」、「放課後等の学習支援」と続きます。

“生活困難世帯”は「保育料や学校費用の軽減」をはじめ、「住宅支援」、「生活保護や就学援助の拡充」、「一時的に必要な資金を借りられる支援」など多くの項目で“それ以外の世帯”に比べ、望む割合が高くなっています。

【子どもにとって必要な支援】



【生活困難の区分でみた《子どもにとって必要な支援》】

	合計	問24 子どもにとって必要な支援													
		保育料や学校費用の軽減	放課後等の学習支援	塾の費用等の貸し付けや助成	奨学金制度の充実	子どもの居場所づくり	就業のための支援の拡充	住宅支援	生活保護や就学援助の拡充	一時的に必要な資金を借りられる支援	医療や健康にかかわるサポート	総合的・継続的に相談できる窓口	その他	特にない	無回答
全体	241 100.0	140 58.1	67 27.8	25 10.4	86 35.7	76 31.5	31 12.9	43 17.8	24 10.0	32 13.3	99 41.1	19 7.9	4 1.7	19 7.9	9 3.7
生活困難世帯	42 100.0	30 71.4	9 21.4	8 19.0	18 42.9	14 33.3	12 28.6	18 42.9	15 35.7	13 31.0	17 40.5	3 7.1	1 2.4	3 7.1	0 0.0
それ以外の世帯	194 100.0	110 56.7	58 29.9	17 8.8	68 35.1	62 32.0	19 9.8	25 12.9	9 4.6	19 9.8	82 42.3	16 8.2	3 1.5	16 8.2	4 2.1
判別不明世帯	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 100.0

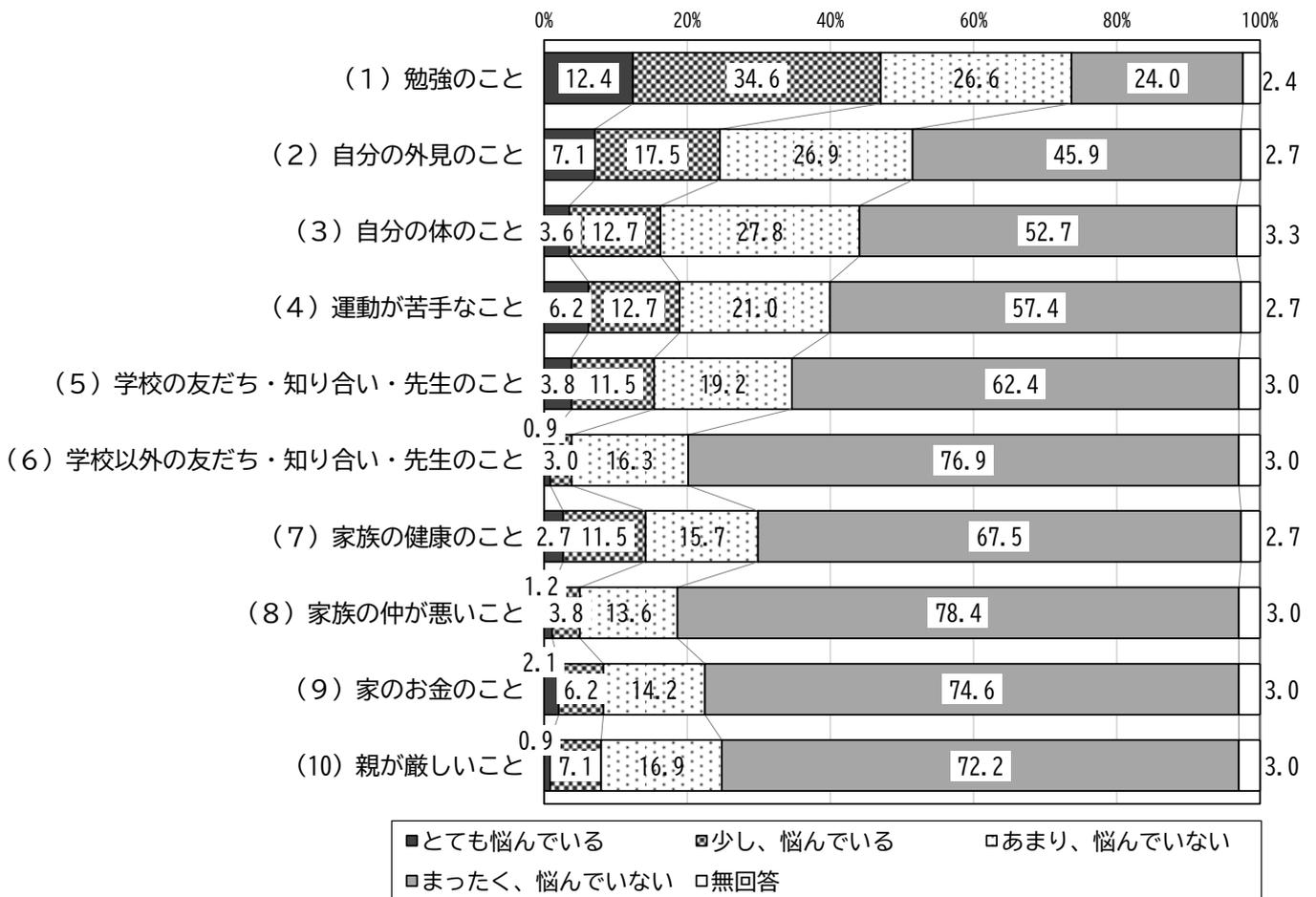
(3) 「小学4～6年生・中学生本人」へのアンケート調査

～小学4～6年生・中学生は様々なことで悩んでいる～

「小学4～6年生本人・中学生本人へのアンケート調査」は、生活習慣、家族の世話の状況、自分の気持ちなどを把握することを目的に実施しました。

《悩みごととその程度》では、子どもたちは、【(1) 勉強のこと】や【(2) 自分の外見のこと】、【(4) 運動が苦手なこと】など、様々なことで悩んでいる状況がみてとれます。

【悩みごととその程度】



～一部の子に生活習慣の乱れがみられる～

《朝食、就寝、遅刻等生活習慣の状況》では、「朝食を週1～2日しか食べない、ほとんど食べない」、「寝る時間がばらばら」、「学校に行きたくなくて、遅刻等をしてしまう」、「授業中に寝てしまう」、「宿題をやっていかないことがある」といった生活習慣の乱れが一部の子にみられ、そうした状況は、“生活困難世帯”の子で割合が高い傾向がみられます。

【生活困難の区分でみた《朝食、就寝、遅刻等生活習慣の状況》】

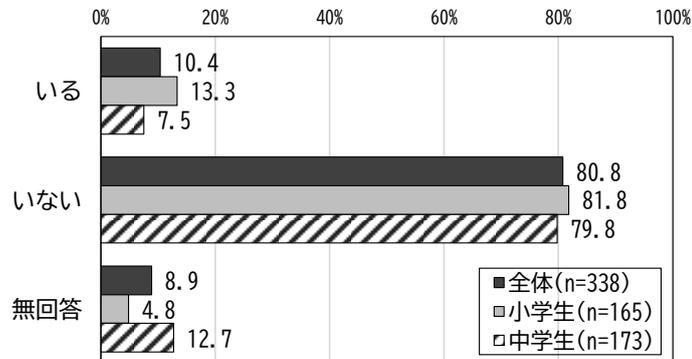
	合計	問4(1) 朝食					問6 ふだんの就寝時間					
		毎日食べる	週5～6日	週3～4日	週1～2日、ほとんど食べない	無回答	ほぼ同じ時間に寝ている	だいたい同じ時間に寝ている	あまり同じ時間に寝ることはない	寝る時間はいつもばらばらである	無回答	
全体	338 100.0	290 85.8	22 6.5	6 1.8	13 3.8	7 2.1	104 30.8	192 56.8	18 5.3	19 5.6	5 1.5	
生活困難世帯の判別	生活困難世帯	46 100.0	35 76.1	6 13.0	0 0.0	5 10.9	0 0.0	10 21.7	29 63.0	4 8.7	3 6.5	0 0.0
	それ以外の世帯	198 100.0	176 88.9	10 5.1	4 2.0	4 2.0	4 2.0	59 29.8	117 59.1	12 6.1	8 4.0	2 1.0
	判別不明世帯	94 100.0	79 84.0	6 6.4	2 2.1	4 4.3	3 3.2	35 37.2	46 48.9	2 2.1	8 8.5	3 3.2

	合計	問21 学校生活でのできごと						
		学校に行きたくなくて、欠席や遅刻、早退をすることがある	授業中に寝てしまうことが多い	宿題をやっていかないことがある	学校では一人で過ごすことが多い	あてはまるものはない	無回答	
全体	338 100.0	28 8.3	36 10.7	58 17.2	23 6.8	219 64.8	14 4.1	
生活困難世帯の判別	生活困難世帯	46 100.0	8 17.4	7 15.2	11 23.9	6 13.0	22 47.8	3 6.5
	それ以外の世帯	198 100.0	6 3.0	22 11.1	32 16.2	10 5.1	134 67.7	10 5.1
	判別不明世帯	94 100.0	14 14.9	7 7.4	15 16.0	7 7.4	63 67.0	1 1.1

～ヤングケアラーの状態の子もみられる～

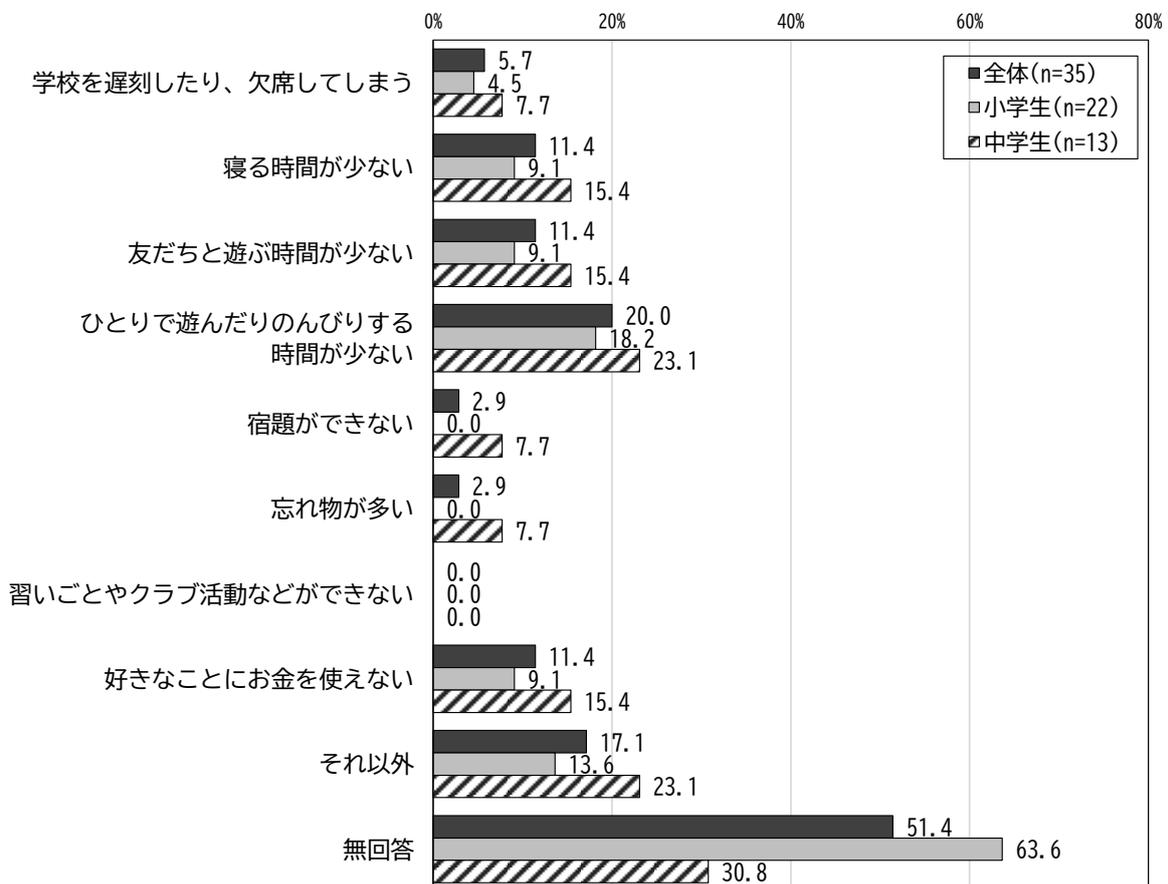
《世話をしている家族》が「いる」は“小学生”が13.3%、“中学生”が7.5%ありました。

【世話をしている家族の有無】



《家族の世話をしているために困っていること》では、「ひとりで遊んだりのんびりする時間が少ない」、「寝る時間が少ない」、「友だちと遊ぶ時間が少ない」、「好きなことにお金が使えない」といった回答があがっています。

【家族の世話をしているために困っていること】



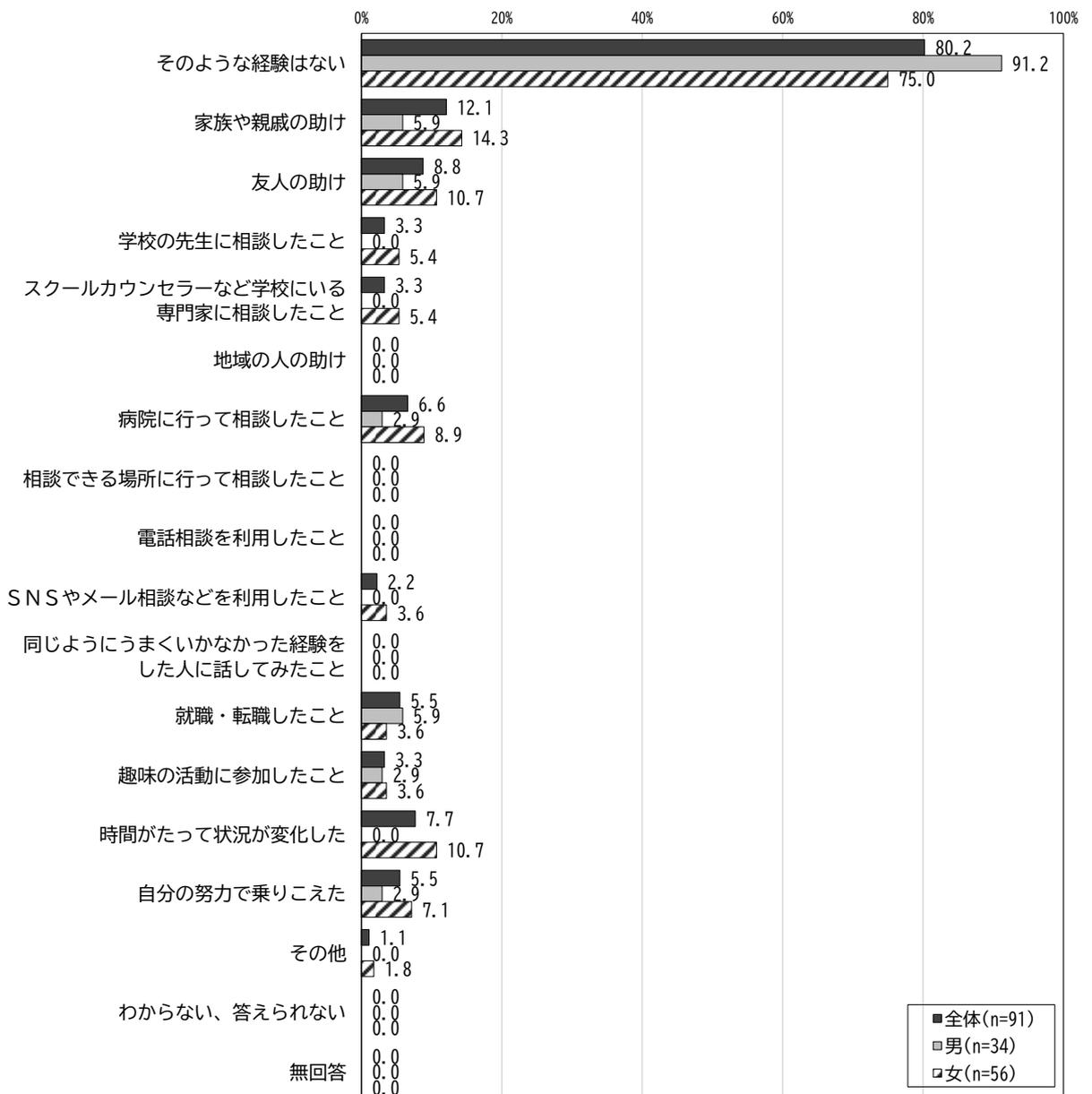
(4) 「高校生から34歳までの若者」へのアンケート調査

～2割が「ひきこもり」の状態を少しでも経験している～

「高校生から34歳までの若者へのアンケート調査」では、ひきこもりの状況や子ども・若者育成支援施策のニーズなどを把握するために実施しました。

《「ひきこもり」の経験の有無とその改善に役立ったこと》については、「そのような経験はない」が80.2%で、「ひきこもり」の状態を少しでも経験している若者は2割にのぼります。「家族や親戚の助け」、「友人の助け」、「病院に行っ
て相談したこと」など、様々なことでそれを改善させており、人間関係づくりや専門的な相談支援が大切であることがわかります。

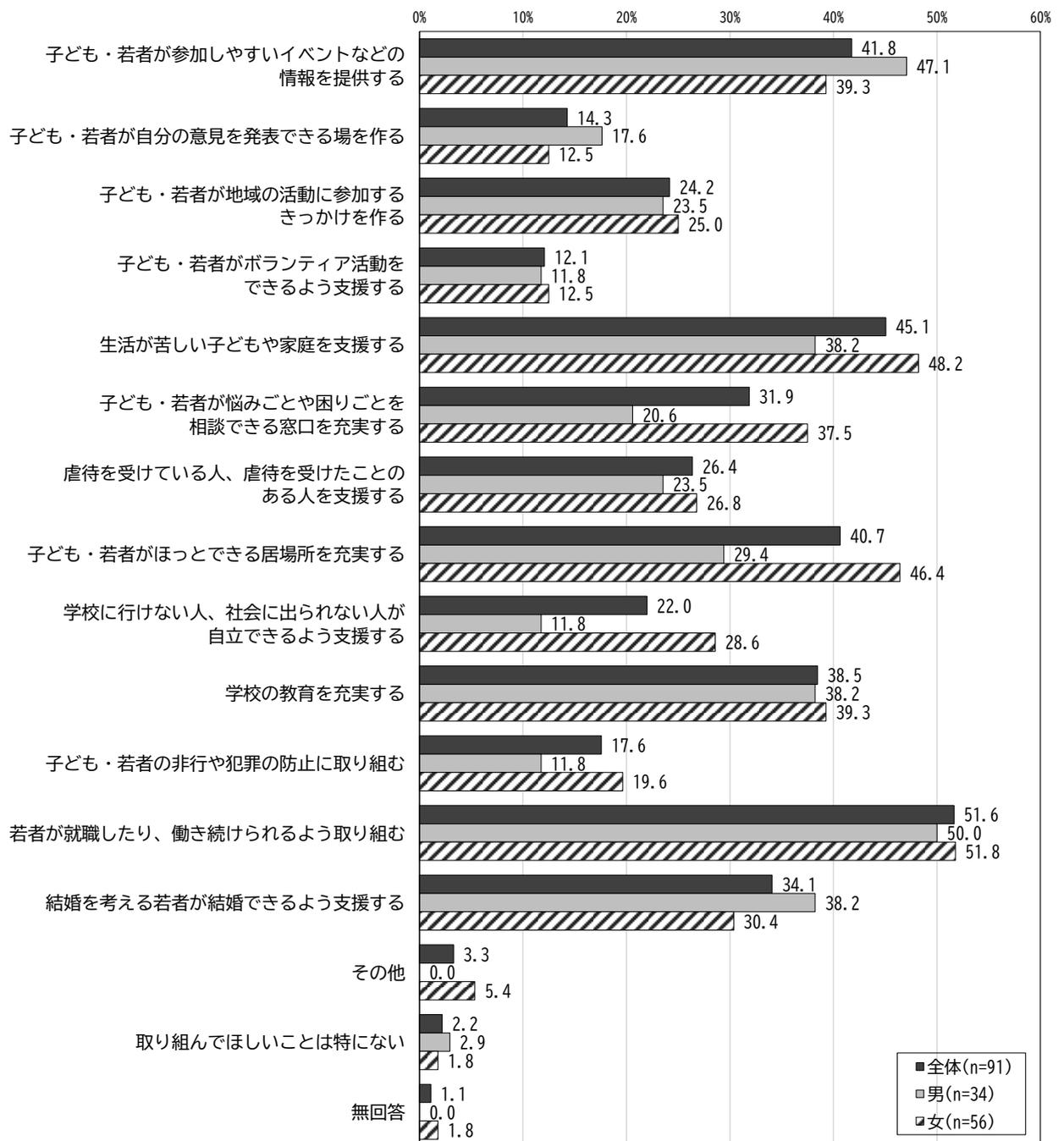
【「ひきこもり」の経験の有無とその改善に役立ったこと】



～若者の就職支援に高いニーズがある～

《高原町に取り組んでほしい子ども・若者への支援》は、「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」、「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」、「子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報を提供する」、「子ども・若者がほっとできる居場所を充実する」などがあがっています。

【高原町に取り組んでほしい子ども・若者への支援】



(5) アンケート調査結果から読み取れること

5種類のアンケート調査から、子育て中の保護者をはじめ、子ども・若者のいずれにも、生活上の様々な悩みを抱えながらも相談などの解決手段につながっていないケースがあることがわかりました。

また、生活困難世帯に限らず経済的支援の拡充に対するニーズが高いことや、子ども・若者の居場所に対するニーズも高いこと、小中学生では、授業のつまずきが、子どもの学校での生活にも大きく影響していることがわかりました。

《アンケート調査から読み取れること》

アンケート調査結果	必要な対策
<input type="checkbox"/> 就学前児童・小学1～3年生の保護者は、多岐にわたる悩みを抱えている	◇ 保護者の心身のケアを図る施策の推進 ◇ 保護者の「仕事と生活の調和」を図る取り組みの強化 ◇ 寄り添う相談支援の推進
<input type="checkbox"/> 経済的な支援の拡充に対するニーズが高い <input type="checkbox"/> 小学4～6年生・中学生のいる世帯の約18%が“生活困難世帯”で、そのうちの3割がひとり親世帯	◇ 国の政策も相まって、経済的な支援は進んでいるが、さらに可能な施策の検討 ◇ “生活困難世帯”への一層の支援が必要
<input type="checkbox"/> 自宅近くの遊び場や、雨の日に遊べる場所など、居場所へのニーズが高い <input type="checkbox"/> 過去に少しでも「ひきこもり」の状態を経験した若者は2割	◇ 既存の居場所の利用しやすいしくみづくりの推進 ◇ 子ども・若者をはじめ、多世代が交流する居場所づくり活動の活性化
<input type="checkbox"/> 一部の子に生活習慣の乱れがみられる。ヤングケアラーの状態のため、困っている子もいる	◇ きめ細かな教育支援の推進 ◇ ヤングケアラー支援の一層の推進
<input type="checkbox"/> 子ども・若者支援策としては、「就職・継続就労」がトップ	◇ 地域産業の振興による若者の職場づくり ◇ 離職した若者の地域での再就職支援

3 「子ども・子育てプラン」等の推進状況

令和7年度からの「第1期こども計画」を立案するにあたり、令和2～6年度を計画期間とする「高原町子ども・子育てプラン（第2期子ども・子育て支援事業計画、第3期高原町次世代育成支援行動計画）」、令和4～6年度を計画期間とする「高原町子どもの貧困対策推進計画」の推進状況を総括します。

(1) 「高原町子ども・子育てプラン」の推進状況

「高原町子ども・子育てプラン」は、7つの基本目標のもと、施策を推進しました。

基本目標1 地域における子育て支援

「基本目標1 地域における子育て支援」では、令和2～6年度における「教育・保育施設」（幼稚園・認定こども園・保育所（園）等）の利用者数や、「地域子ども・子育て支援事業」の利用人数等を見込みました。

令和2～6年度の実績値と「第2期子ども・子育て支援事業計画」で見込んだ値の比較表は、「第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画」に掲載していますが、「保育所（園）での一時保育」、「ファミリー・サポート・センター」は、利用見込みを立てたものの、実際の利用はありませんでした。

各教育・保育施設では、それぞれの園の特色を生かした教育・保育を行い、令和2～4年度にかけての全国的な新型コロナウイルス感染症の流行下にも、予防措置・感染拡大防止措置をとった上で開園し、教育・保育の確保に努めました。

基本目標2 母並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

「基本目標2 母並びに乳幼児等の健康の確保及び増進」では、乳幼児健診など既存の事業に加え、令和4年度から、助産師が心身のケアや育児指導を行う「産後ケア事業」を開始しました。また、令和5年度からは、切れ目のない妊娠・出産期支援を強化するため、母子健康手帳交付時に「出産応援ギフト」を、妊娠中期以降に「出産応援事業補助金」を、赤ちゃん訪問時に「子育て応援ギフト」を提供する取り組みを開始しました。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」では、

令和2年度に「未来を創る 心豊かでたくましい 高原っ子の育成」という新たな学校教育目標を設定し、学校・家庭・地域の「横の連携」の強化と、保幼小中の「縦の接続」の強化に努めながら、様々な教育的課題に取り組んできました。

とりわけ、令和元年12月に始まった国の「GIGAスクール構想」に沿い、一人ひとりに寄り添う、わかる・できる授業づくりをめざして、ICTを活用した指導法の研究を系統的に進めました。

子どもを対象とした生涯学習やスポーツの事業は、令和2～4年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響により休止を余儀なくされた事業もありましたが、その後は順次、再開しています。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

「基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備」については、広原での定住促進住宅の整備のほか、住宅等取得支援金事業、空き家バンク事業、空き家リフォーム事業おとし滞在事業などにより、若者世代が定住しやすい環境づくりを進めています。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

「基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進」では、「育児休業・介護休暇制度等の周知・啓発」、「男性の働き方意識の見直しの啓発」、「男女の雇用機会と待遇の平等・確保」といった啓発に関する施策があげられています。このうち、育児・介護休業法が、「産後パパ育休制度の創設」など、令和4年4・10月、令和5年4月と段階的に改正されており、周知に努めました。

基本目標6 子ども等の安全の確保

「基本目標6 子ども等の安全の確保」については、「高原町通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、通学路点検を行い、危険箇所への注意喚起看板の設置など、随時、対策を進めるなど、安全・安心なまちづくりに向けた取り組みを進めました。また、「高原町要保護児童等対策地域協議会」の代表者会議・実務者会議などにより、児童虐待防止にも努めてきました。

基本目標7 行動計画の推進

「基本目標7 行動計画の推進」では、「子ども・子育て支援事業計画」は、計画目標値を見直す場合は、「子ども・子育て会議」で検討することとなっていますが、第2期計画期間中は、計画目標値の見直しは実施しませんでした。

(2)「高原町子どもの貧困対策推進計画」の推進状況

「高原町子どもの貧困対策推進計画」は、4本の基本施策を推進しました。

基本施策1 教育の支援

「基本施策1 教育の支援」については、幼稚園・認定こども園・保育所（園）において、令和元年10月から、3～5歳児と、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象とする幼児教育・保育の無償化が実施されています。

また、小中学校では、生活困窮世帯への就学援助（給食費・学用品費・修学旅行費などの支給）を行っています。

基本施策2 生活の安定に資するための支援

「基本施策2 生活の安定に資するための支援」については、令和4年2月から、町が株式会社水ノ月に委託し、月1回以上、子育て家庭に「フードドライブ」で寄贈された食品を無料で配達する「たかはるぱくぱくわんぱく便」事業を行っています。また、令和4年10月から、株式会社水ノ月の「cafeみなづき」に先生を招き、子どもたちが勉強をした後に保護者とおやつを食べて楽しく過ごす「ファミリー学習会」も開催しています。

基本施策3 保護者の生活・就労支援

「基本施策3 保護者の生活・就労支援」では、令和元年10月から、役場1階で、週5日、職業相談・紹介・求人情報の提供を行う「高原町無料職業紹介所」を開設し、ハローワーク小林や南部福祉こどもセンター等と連携しながら、職業相談、就労支援に努めています。

基本施策4 経済的支援

「基本施策4 経済的支援」については、高原町社会福祉協議会が生活福祉資金貸付制度を運用しており、令和2～4年度のコロナ禍において、「緊急小口資金等の特例貸付」や「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の貸付」などによる支援を行いました。

また、町においても、コロナ禍における「子育て世帯への臨時特別給付」（令和3・4年度）、物価高騰等に対する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付」（令和4・5年度）などによる支援を行っています。

4 課題の整理

法制度等の状況や、本町の人口等の統計データの動向、アンケート等による住民ニーズなどから、計画課題を以下のとおり整理します。

(1) 時代の変化に対応した育成環境の確保

本町の子ども的人口は減少傾向を続けています。また、全国的な保育人材不足の深刻化や、新型コロナウイルス感染症の影響による人々のつながりの希薄化など、子どもの育成、子育て支援をめぐる社会資源の環境も急激に変わりつつあります。

こうした時代の変化に対応した施策展開を図っていく必要があります。

(2) 住民ニーズへのきめ細かな対応

本計画の策定のために実施したアンケート調査では、「経済的支援の拡充」や「子どもの遊び場、遊び体験の充実」などに高い意向がみられました。

また、貧困家庭、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えている子ども・子育て家庭の状況も明らかとなりました。こうした住民ニーズへのきめ細かな対応を図っていくことが求められます。

(3) 施策の継承と発展

本町では、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法といった法制度改革の流れの中、20年以上にわたり、子ども・子育てに関する計画を策定・推進してきました。こども基本法による「こども計画」の策定にあたり、これらの施策を継承しつつ、子ども・若者育成支援など、多分野へのさらなる展開を図る施策を構築するとともに、子どもの生活や権利を一番に考えた「こどもまんなか社会」づくりを進めていく必要があります。

第3章 基本構想

1 基本理念

こども基本法が制定され、「すべてのこどもたちの権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」がうたわれるとともに、ライフステージに応じて、大人になるまで切れ目なく健やかな成長をサポートするまちづくりが要請されています。

本計画では、基本理念を「こどもが主役 ここで育ってよかったと思えるまち たかはる」と定めます。

子どもは次代を担う社会の宝です。子どもたちの生活と権利が最大限に尊重され、地域ぐるみで子育てを切れ目なく支援し、子どもも保護者も笑顔で健やかに成長し、「高原で育って、高原で育てて良かった」と思えるまちづくりを推進していきます。

【基本理念】

こどもが主役
ここで育ってよかったと思えるまち たかはる

2 基本目標

基本理念の下に、3つの基本目標と10本の主要施策を設定します。国の「こども大綱」や「宮崎県こども計画」の施策体系をふまえ、基本目標1でライフステージ別の施策展開を位置づけます。

基本目標1 ライフステージに沿った切れ目のない支援

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、青年期と、子どもの成育過程では、様々な困難を乗り越えることが求められます。保護者にとっても、子育て期は、大きな不安を抱える毎日です。その一方、子どもが様々な遊びや学び、体験を通じて成長し、社会に出ていくことは、関わるすべての人々の喜びであり、財産です。

このため、すべての子ども・子育て世代が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう、様々な関係者が、親身に寄り添いながら、年齢・発達段階に応じて切れ目なく包括的な相談支援を行い、

健康をサポートし、地域ぐるみで教育・保育を推進していきます。

〔主要施策〕

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 寄り添う相談支援の推進 | 2 地域で育てる教育・保育の推進 |
| 3 成育過程を通じた健康づくりの推進 | 4 子ども・若者育成支援の推進 |

基本目標 2 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援

共働き家庭や、夜勤・長期出張など不規則な勤務形態の保護者、障がいのある子ども、ひとり親家庭、生活困窮家庭など、子どもや保護者の心身の状況や置かれる環境は多岐にわたります。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子どもを授かるまで、乳幼児と触れ合う経験が乏しいままに、親になることが増えており、祖父母や近隣の人からの支援、協力を得ることも難しい状況があります。

このため、すべての子育て家庭が、必要なときに、必要な制度・サービスを受けられる体制づくりを進めていきます。

〔主要施策〕

- 5 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援
- 6 障がいのある子どもへの支援の充実
- 7 ひとり親家庭支援の推進
- 8 こどもの貧困対策の推進

基本目標 3 安心できる育成環境づくり

子どもや親子連れは、事故や犯罪、災害に対して弱い立場にあり、見守りや支援が欠かせません。安心して遊び、家族や友人とゆったり時間を過ごせる居場所も期待されます。また、子どもや子育て家庭が、意見がなかなか言えない立場であることを周囲が認識し、意見表明や参加の機会が保障されるとともに、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

このため、地域コミュニティの協力を得ながら、安全・安心の生活環境づくりを進めるとともに、子どもの意見を尊重し、権利を守る体制づくりを進めます。

〔主要施策〕

- 9 安全・安心の生活環境づくり
- 10 子どもの権利の保障

第4章 こども施策の総合的な展開

基本目標1 ライフステージに沿った切れ目のない支援

基本目標	主要施策	個別施策
1 ライフステージに沿った切れ目のない支援	1 寄り添う相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進 (2) 学齢期の相談支援の推進 (3) わかりやすい情報提供と子育て分野のデジタル化の推進
	2 地域で育てる教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前教育・保育の環境づくり (2) 地域とともに歩む学校教育の推進 (3) 放課後・休日の居場所づくりの推進
	3 成育過程を通じた健康づくりの推進 (成育医療等に関する計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産期の健康づくりの推進 (2) 乳幼児期の健康づくりの推進 (3) 学童期・思春期の健康づくりの推進
	4 子ども・若者育成支援の推進 (子ども・若者育成支援計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・若者の成長を支える地域環境づくり (2) ひきこもり防止と居場所づくり (3) ヤングケアラーへの支援の推進 (4) 学業・就業の再チャレンジの支援

主要施策1 寄り添う相談支援の推進

命を育み、成長を促す子育ての営みは、日々、不安の連続です。妊娠期から大人になるまで、適切な時期に、必要な支援を受けながら、自信を持って子育てを行い、子どもが健やかに成長できるよう、関係者・関係機関が連携し、寄り添う相談支援を推進します。

(1) 母子保健・児童福祉に関する相談支援の推進

(主担当課係：健康課子育て支援係)

本町では、令和2年4月から、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う拠点として、健康課子育て支援係により、ほほえみ館内に「高原町子育て世代包括支援センター」を設置し、令和6年4月からは、「高原町こども家庭センター」として、児童福祉機能を含む強化を図りました。

支援が必要な方にサポートプランを作成し、医療機関や、地域子育て支援センター、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、南部福祉こどもセンターなど関係機関と連携しながら、きめ細かな相談支援を推進します。

また、電子媒体や文字媒体など、様々な媒体を活用しながら、子育てに関するわかりやすい情報提供に努めます。

〔主な事業〕

- ◆「高原町こども家庭センター」の運営
- ◆妊婦等包括相談支援事業【地】
- ◆利用者支援事業【地】
- ◆健診など母子保健事業での相談支援の実施
- ◆民生委員・児童委員による相談支援の実施
- ◆地域子育て支援センターでの相談支援の実施
- ◆高原町要保護児童対策地域協議会の開催・連絡調整

(※【地】は、地域子ども・子育て支援事業で、第5章に「利用量の見込みと確保方策」を記載しています。以下同じ。)

(2) 学齢期の相談支援の推進

(主担当課係：教育総務課学校教育係)

主に学齢期の子どもと保護者の相談先は、通学する学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の指導員、さらには主任児童委員などの地域の人々も含め、多岐にわたります。

また、不登校支援については、高原町中央公民館内に適応指導教室「ひむか学級」を設置しています。

さらに、指導等において配慮を要する児童生徒に係る情報を共有し、対策の検討及び実行を通して児童生徒の健全育成を目的とした「育みの会」を設置しています。

学校や家庭での人間関係の悩みから、発達上の心配、不登校、いじめ・虐待など、様々な課題をもつ子どもたち・保護者に対し、関係機関が連携し、一人ひとりに寄り添う相談支援を推進します。

〔主な事業〕

- ◆教育相談の実施
- ◆「ひむか学級」での相談支援の実施
- ◆配慮を要する児童生徒に係る「育みの会」での情報共有、対策の検討及び実行



(3) わかりやすい情報提供と子育て分野のデジタル化の推進

(主担当課係：総合政策課デジタル推進係、健康課子育て支援係)

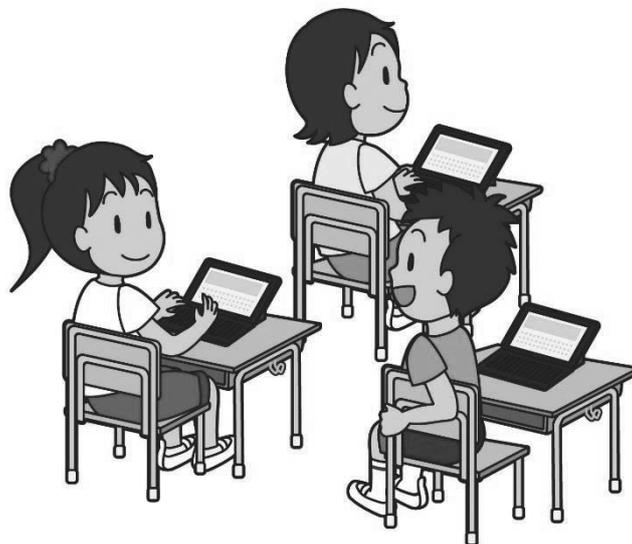
電子媒体や文字媒体など、様々な媒体を活用しながら、子育てに関するわかりやすい情報提供に努めます。

また、日本語がわからない子育て家庭に対して、翻訳アプリや絵カード、「やさしい日本語」版の情報媒体の活用などにより、適切な情報提供に努めます。

さらに、子育て関係の業務の効率化、行政手続の簡素化を図るため、子育て分野でのデジタル化を推進します。

〔主な事業〕

- ◆広報たかはるでの子育て関係記事の随時掲載
- ◆高原町ホームページの随時更新
- ◆高原町メールサービスでの子育て支援情報の発信
- ◆日本語がわからない家庭への情報提供体制の強化
- ◆子育て分野のデジタル化の推進



主要施策2 地域で育てる教育・保育の推進

小中学校、保育所（園）・認定こども園等における教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

教職員・保育士教職員などの人材の確保・育成に努め、家庭、学校・園、地域が連携し、地域ぐるみで、生きる力を育む教育・保育を推進します。

（※「就学前教育・保育の利用量の見込みと提供体制の確保方策」の詳細は、「第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画」に記載します。）

（※学校教育の詳細は、「高原町教育振興基本計画 後期基本計画」（令和5～9年度）に記載しています。）

（1）就学前教育・保育の環境づくり

（主担当課係：健康課子育て支援係）

保育所（園）・認定こども園等では、教職員・保育士などの人材の確保・育成に努め、身近な体験を通じた人や自然を大切に作る心を育てる教育・保育を推進するとともに、低年齢からの受け入れや長時間の保育など、仕事と子育ての両立をかなえる体制の確保に努めます。

〔主な事業〕

- ◆保育所（園）・認定こども園でのきめ細かな教育・保育の提供
- ◆高原町保育士就職支援事業

（2）地域とともに歩む学校教育の推進

（主担当課係：教育総務課学校教育係）

学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育てるとともに、変化の激しい社会を生き抜くため、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力の育成を図ります。

また、就学前から小学校、小学校から中学校へと成長していく中で、連続性や発展性のある学びを推進するとともに、学校と地域の協働活動による地域ぐるみの教育を推進します。

〔主な事業〕

- ◆「高原町教育振興基本計画 後期基本計画」に基づく施策・事業の推進
- ◆地域学校協働活動の推進
(コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の令和8年度開始)
- ◆小中一貫教育の推進(小中一貫教育校の令和8年度開校)
- ◆保幼認小接続の推進

(3) 放課後・休日の居場所づくりの推進

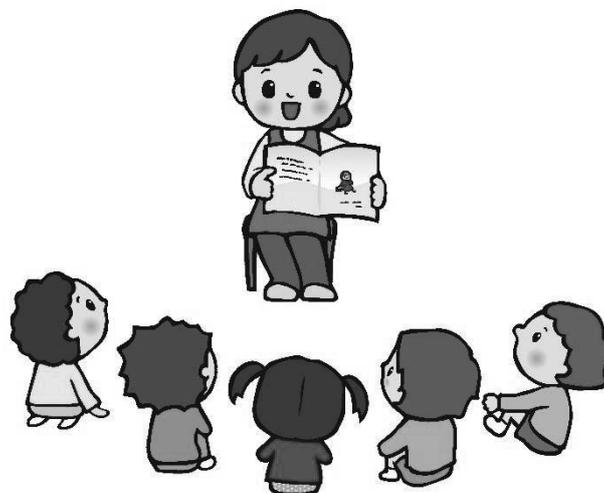
(主担当課係：健康課子育て支援係、教育総務課社会教育係)

本町では、放課後や休日の居場所として、共働き家庭の子どもの居場所である「放課後児童クラブ」や、地域住民の協力を得て体験活動などを行っているほか、図書室・公園などの公共施設で過ごす子どもたちもいます。また、ボランティアによって飲食の無料提供や学習支援などを行う活動も広がりつつあります。

子どもたちが、放課後や休日を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、これらの居場所の環境づくりを進めます。

〔主な事業〕

- ◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ◆高原町中央公民館図書室での子どもの読書活動の推進
- ◆子どもの居場所づくり支援事業(こども家庭庁補助事業)



主要施策3 成育過程を通じた健康づくりの推進

すべての子どもの健やかな成長発達と保護者の健康維持・増進に向けて、妊娠・出産期からの、子どもの成長に応じた切れ目のない健康づくり支援を進めます。

(※詳細は、「第6章 成育医療等に関する計画」に記載します。)

主要施策4 子ども・若者育成支援の推進

若者の個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自己肯定感を持ち、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができるよう、従前からの教育、福祉、雇用といった分野ごとの取り組みに「思春期・青年期の若者の育成支援」という視点を加え、分野横断的な取り組みを進めます。

(※詳細は、「第9章 子ども・若者育成支援計画」に記載します。)



基本目標 2 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援

基本目標	主要施策	個別施策
2 すべての子育て家庭へのきめ細かな支援	5 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な交流機会づくり (2) 多様な保育ニーズへの対応 (3) 経済的負担の軽減
	6 障がいのある子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 療育・発達支援の充実 (2) 特別支援教育・障がい児保育の推進 (3) 福祉サービスの充実
	7 ひとり親家庭支援の推進 (ひとり親家庭自立促進計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 必要な支援につながる相談支援の推進 (2) 就業支援の推進 (3) 生活支援の推進
	8 こどもの貧困対策の推進 (こどもの貧困対策計画)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 状況把握と相談支援の推進 (2) こどもの居場所づくり (3) 就業や生活への支援の推進

主要施策5 多様な支援制度・サービスによる子育ての応援

就業や生活スタイルの多様化や、地域のつながりの希薄化などにより、子育てに積極的に取り組む家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあります。

子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、多様な支援制度・サービスの充実に努めます。

(1) 多様な交流機会づくり

(主担当課係：健康課子育て支援係)

子育て家庭が地域で孤立せず、様々な支援をスムーズに受けられるように、親子のふれ合いを促進する事業や子育て家庭同士の交流や情報交換の場づくりなどを推進します。

〔主な事業〕

- ◆地域子育て支援センターでの交流事業【地】
- ◆乳幼児もぐもぐ大すき教室
- ◆育児学級
- ◆各保育所(園)・認定こども園での交流事業
- ◆各児童クラブでの交流事業

(2) 多様な保育ニーズへの対応

(主担当課係：健康課子育て支援係)

家庭での保育が一時的にできなくなった時のセーフティネットとして、既存の一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業の提供体制の確保と利用促進を図るとともに、就労要件を問わず、3歳未満児を保育所(園)などで受け入れる「こども誰でも通園制度(乳児等通所支援事業)」を実施し、多様な保育ニーズへの対応強化を図ります。

〔主な事業〕

- ◆こども誰でも通園制度(乳児等通所支援事業)
- ◆一時預かり保育事業【地】
- ◆病児・病後児保育事業【地】

- ◆ファミリー・サポート・センター事業【地】
- ◆子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【地】

（３）経済的負担の軽減

（主担当課係：健康課子育て支援係、教育総務課学校教育係）

子育てに関する負担軽減を図るため、児童手当など、国・県等の制度に基づく経済的支援を行うとともに、出産応援事業補助金など、町独自の制度の充実に努めます。

〔主な事業〕

- ◆児童手当
- ◆児童扶養手当
- ◆特別児童扶養手当
- ◆出産・子育て応援給付金事業（国事業）
- ◆遠方の産婦人科受診にかかる交通費支援（出産応援事業補助金、出産サポート119）
- ◆国民健康保険の出産育児一時金制度
- ◆小中学校の就学援助
- ◆小中学校給食費補助
- ◆子ども医療費助成
- ◆ひとり親家庭医療費助成
- ◆子宮頸がんワクチン任意接種助成
- ◆国民健康保険の不妊治療保険給付
- ◆妊活スタート応援事業

主要施策6 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが抱える課題やニーズは多様化しており、一人ひとりの障がいの特性や、取り巻く環境に応じた個別的な支援が必要です。

障がいや発達上の課題の早期発見・早期療育を図るとともに、一人ひとりの特性に沿ってライフステージごとに能力を伸ばす特別支援教育・障がい児保育の推進、福祉サービスの提供に努めます。

(※障がい児施策の詳細は「高原町障がい福祉総合計画」(令和6～11年度)に、学校教育の詳細は「高原町教育振興基本計画 後期基本計画」(令和5～9年度)に記載しています。)

(1) 療育・発達支援の充実

(主担当課係：福祉課福祉係、健康課子育て支援係)

乳幼児健診などの母子保健事業や、保育所(園)・認定こども園での教育・保育などにおいて、発達上の課題がみられる子どもを早期に発見するとともに、必要に応じて専門療育につなぎ、関係機関が連携しながら、困りごとの解決や将来の自立・社会参加に向けた療育・発達支援を推進していきます。

本町では4・5歳児成長発達調査事業を実施していますが、5歳児健診が法定化される見込みであり、本町における実施体制づくりを進めます。

[主な事業]

- ◆母子保健事業等での発育・発達に関する支援の推進
- ◆4～5歳児成長発達調査事業
- ◆むじっ子成長発達相談会

(2) 特別支援教育・障がい児保育の推進

(主担当課係：健康課子育て支援係、教育総務課学校教育係)

教職員・保育士等の障がい・発達に関する知識・技術の向上を図るとともに、必要な支援員等の配置、施設・設備の障壁の解消に努め、「個別の支援計画・指導計画」等に基づき、児童・生徒一人ひとりへのきめ細かな特別支援教育・障がい児保育を推進します。

[主な事業]

- ◆「個別の支援計画・指導計画」に基づく特別支援教育の推進

- ◆特別支援教育支援員の配置
- ◆保育所（園）・認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの推進

（３）障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実

（主担当課係：福祉課福祉係）

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、また、家族の介助負担の軽減が図れるよう、障がい児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護など、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めます。

〔主な事業〕

- ◆福祉サービスの提供体制の確保・充実

主要施策 7 ひとり親家庭支援の推進

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、就労支援、生活支援など、必要な支援をきめ細かく進めます。

（※詳細は、「第 7 章 ひとり親家庭自立促進計画」に記載します。）

主要施策 8 こどもの貧困対策の推進

わが国では、「貧困線」（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない「相対的貧困世帯」の17歳以下の子どもが1割以上にのぼります。

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした「貧困の連鎖」を断ち切るため、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、地域全体で解決するため、状況把握と相談支援の推進、孤立防止、生活支援など総合的な取り組みを推進します。

（※詳細は、「第 8 章 こどもの貧困対策計画」に記載します。）

基本目標 3 安心できる育成環境づくり

基本目標	主要施策	個別施策
3 安心できる育成環境づくり	9 安全・安心の生活環境づくり	(1) 防犯・交通安全の推進 (2) 危機管理対策の推進 (3) 子育てにやさしい住環境づくり
	10 子どもの権利の保障	(1) 要保護児童・要支援児童対策の推進 (2) 男女共同参画による子育ての推進 (3) 子どもの権利を守るまちづくりの推進 (4) 政策形成過程への子どもの意見の反映

主要施策 9 安全・安心の生活環境づくり

子どもや子育て家庭が事件や事故に巻き込まれず、大規模災害等が起こっても生命・身体・財産を守れるよう、防犯・交通安全の推進、危機管理対策の推進を図ります。

また、子どもたちが元気に屋外遊びを行い、親子連れで安全に外出できるよう、公園など、公共空間の魅力づくりや危険回避措置の実施に努めます。

(1) 防犯・交通安全の推進

(主担当課係：総務課危機管理係、教育総務課学校教育係)

各種地域団体や警察など関係機関の協力を得ながら、登下校時の見守り活動や防犯パトロールなどの啓発活動を進めるとともに、防犯設備の整備を促進し、地域防犯力の向上に努めます。

また、各種地域団体や警察など関係機関の協力を得ながら、交通安全教育・啓発活動を進めるとともに、教育総務課において通学路の危険箇所の調査を主導し、関係機関とともに対策を計画的に進めていきます。

〔主な事業〕

- ◆地域防犯・交通安全教育の推進
- ◆防犯設備の整備促進
- ◆防犯パトロール等の実施
- ◆通学路合同点検対策会議の実施

（２）危機管理対策の推進

（主担当課係：総務課危機管理係、福祉課福祉係、健康課子育て支援係、
教育総務課学校教育係）

小中学校、保育所（園）・認定こども園、その他子どもが利用する公共施設等において、大規模災害を想定した避難計画の随時更新、避難訓練・防災教育の推進に努めるとともに、備蓄・通信環境の改善など、必要な対策の実施を促進していきます。

また、在宅の障がい児など、災害時要配慮者・避難行動要支援者に対して、関係機関の協力のもと、個別避難計画の策定と、命を守る対策を進めるとともに、妊産婦・乳幼児など要配慮者の避難所での受け入れ環境の強化を図ります。

（※危機管理対策の詳細は、「高原町地域防災計画」、「高原町業務継続計画（BCP）」、「高原町国土強靱化地域計画」など各分野別計画に記載しています。）

〔主な事業〕

- ◆小中学校、保育所（園）・認定こども園等での避難訓練・防災教育の推進
- ◆個別避難計画の策定・随時更新



(3) 子育てにやさしい住環境づくり

(主担当課係：総合政策課企画政策係、産業創生課商工観光係、
建設水道課建設係、教育総務課社会教育係)

公園は、四季折々の緑や花を眺めながら、親子連れや子ども同士で体を動かしたり、ゆったり過ごすことができる重要な場所です。遊具など施設・設備の安全確保に努めるとともに、計画的な整備・維持管理に努めます。

また、公共交通は、子どもの通学や子育て世帯の通勤、買物、通院等に不可欠であるとともに、若者のひきこもり防止などの視点でも重要であり、交通事業者の協力を得ながら利便性の向上に努めます。

(※公園整備の詳細は、「高原町都市計画マスタープラン」(令和3～13年度)、「高原町公共施設等総合管理計画(改訂版)」(令和4～8年度)などに、公共交通施策の詳細は、「高原町地域公共交通計画」(令和6～10年度)に記載しています。)

[主な事業]

- ◆公園の適正な維持管理と計画的な整備・長寿命化の推進
- ◆子ども・子育ての視点に立った地域公共交通対策の推進



主要施策10 子どもの権利の保障

こども基本法では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方をふまえ、「差別の禁止と基本的人権の尊重」、「適切に育てられる権利の保障」、「意見表明や社会参画の機会の保障」といった基本理念が掲げられています。

法や条約の趣旨や内容を広く周知し、地域全体で共有を図るとともに、要保護児童・要支援児童対策、男女共同参画による子育ての推進など、権利を守る施策を推進します。

（１）要保護児童・要支援児童対策の推進

（主担当課係：健康課子育て支援係）

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童・要支援児童を早期に適切に保護・支援するため、本町では、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関が協力して保護・支援を進めています。

今後も、「要保護児童」（虐待を受けている子どもや、親が家出、死亡など養育困難な状況にある子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障がいをもつ子どもなど）、「要支援児童」（親の育児不安、障がいなどで不適切な養育環境にある子ども）を見守り活動や相談活動により早期に発見し、必要な支援につなげていきます。

〔主な事業〕

◆高原町要保護児童等対策地域協議会の運営

（２）男女共同参画による子育ての推進

（主担当課係：総務課行政係、教育総務課学校教育係）

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を是正し、母親の育児負担の軽減を図ることは、家庭内での子どもの最善の利益につながります。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた男女共同参画による子育てを促進するため、男性の育児休業の取得促進など、民間事業所や公共団体における働き方改革の推進を働きかけるとともに、学校教育や生涯学習の場で男女共同参画についての学習を進めていきます。

（※男女共同参画施策の詳細は、「第2次高原町男女共同参画基本計画」（令和6年度～）に記載しています。）

〔主な事業〕

- ◆事業所等への男女共同参画の啓発
- ◆男女共同参画学習の推進

（３）子どもの権利を守るまちづくりの推進

（主担当課係：教育総務課学校教育係・社会教育係）

いじめや児童虐待など、子どもの権利侵害を未然に防ぐとともに、事案が発生した際には関係機関が連携し、早期対応・早期解決をめざす、子どもの権利・生活を守るまちづくりを推進します。

全国的には、市町村においても、「こどもの権利条例」の制定や「中立的な相談救済機関」の設置が進みつつあり、本町においても、そうした制度・しくみの必要性を検討していきます。

〔主な事業〕

- ◆高原町いじめ防止基本方針・各小中学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの推進
- ◆人権教育・人権学習の推進
- ◆子どもの権利を守る制度の研究

（４）政策形成過程への子どもの意見の反映

（主担当課係：総合政策課企画政策係、健康課子育て支援係、
教育総務課学校教育係）

子どもの意見を聴き、政策に反映することは、ニーズに沿った施策展開のために望ましいだけでなく、自分たちの声によって社会に変化をもたらすという経験を通して、社会の一員としての主体性を高めることにもつながります。

このため、町政の推進にあたって、可能な限り、子どもの意見を聴く機会の確保に努めるとともに、意見反映の状況や、反映が難しい場合にはその理由を含め、反映のプロセスをわかりやすくフィードバックしていきます。

〔主な事業〕

- ◆子ども未来議会等子どもの意見を聴く機会づくりの推進

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「教育・保育施設の利用量」（幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数）の見込み（需要量）と、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み（需要量）、それらに対する確保内容（供給量の見込み）について、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績や今後のサービス提供体制の見込みなどをもとに、以下のとおり、量の見込みと確保内容を設定します。

なお、実人数は年度当初を基準とし、延べ人数（回数）は4月から翌3月までの期間の合計値です。令和6年度値は、令和6年上半期の動向をふまえた見込値です。

1 「教育・保育施設の利用量」の見込みと確保内容

平成27年度から、国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園や保育所の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」（令和元年10月から「教育・保育給付認定」に名称変更）を受けることとなりました。

また、幼児教育・保育の無償化開始に伴い、新制度に移行していない幼稚園など、「教育・保育給付認定」以外で無償化のための認定が必要な施設・サービスがあるため、「施設等利用給付認定」が創設されました。

次の6つの区分の認定に応じて、施設や事業などの利用先が異なります。

【教育・保育給付認定の区分】

認定区分		対象となる子ども	対象施設・事業
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の2号認定以外の子ども	幼稚園 認定こども園(教育部)
	2号認定	満3歳以上の就学前の子どもで、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園(保育部)
	3号認定	満3歳未満であって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園(保育部) 小規模保育等

【施設等利用給付認定の区分】

認定区分（給付要件）		対象施設・事業	
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定以外の子ども	幼稚園、特別支援学校幼稚部等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部 (満3歳入園児は新3号。年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が、市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

認定区分ごとの量の見込みと確保内容は、以下のとおりです。なお、新1号認定、新2号認定、新3号認定もそれぞれ1号認定、2号認定、3号認定に含めています。

（1-1）3号認定（0歳児）

3号認定（0歳児）の利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

【3号認定（0歳児）の利用の見込みと確保内容】

（単位：人／月）

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	33	31	29	28	27	10	9	9	9	8
第2期実績と 第3期確保内容	11	5	13	11	5	21	21	21	21	21

(1-2) 3号認定(1~2歳児)

3号認定(1~2歳児)の利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。第3期計画から、1歳児と2歳児に分けて算出することとなりました。

【3号認定(1~2歳児)の利用の見込みと確保内容】

(単位：人/月)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	82	76	71	67	65	57	57	63	58	55
第2期実績と 第3期確保内容	71	67	64	71	70	72	72	72	72	72

【うち、3号認定(1歳児)】

(単位：人/月)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	26	34	33	29	29
第2期実績と 第3期確保内容	32	32	31	38	32	34	34	34	34	34

【うち、3号認定(2歳児)】

(単位：人/月)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	/	/	/	/	/	31	23	30	29	26
第2期実績と 第3期確保内容	39	35	33	33	38	38	38	38	38	38

(2) 2号認定

(3～5歳児の保育所・認定こども園保育部利用)

2号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

【2号認定による利用の見込みと確保内容】

(単位：人/月)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	146	141	136	124	116	90	80	71	65	63
第2期実績と 第3期確保内容	110	107	97	96	82	97	97	97	97	97

(3) 1号認定

(3～5歳児の幼稚園・認定こども園幼稚部利用)

1号認定による利用量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

【1号認定による利用の見込みと確保内容】

(単位：人/月)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	56	54	52	48	45	34	30	27	24	24
第2期実績と 第3期確保内容	40	37	43	36	41	42	42	42	42	42

(4) 合計

0～5歳児、1～3号認定を合計すると、以下のとおりです。

【就学前教育・保育施設の利用の見込みと確保内容】

(単位：人/月)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	317	302	288	267	253	191	176	170	156	150
第2期実績と 第3期確保内容	232	216	217	214	198	232	232	232	232	232

2 「地域子ども・子育て支援事業」等の量の見込みと確保内容

子ども・子育て支援法では、「地域子ども・子育て支援事業」についても、量の見込みと確保内容を子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

「地域子ども・子育て支援事業」は、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業で、下記の表の(1)～(17)のメニューがあります。

なお、(12)～(14)は、令和6年4月から児童福祉法改正に伴い創設された「地域子ども・子育て支援事業」、(15)、(16)は「地域子ども・子育て支援事業」に編入された事業です。

また、(17)は、令和7年4月から子ども・子育て支援法改正に伴い創設される制度で、令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、令和8年度からは就学前教育・保育施設の利用にあたっての(義務的)給付サービスとなりますが、本資料では、「地域子ども・子育て支援事業」等として一連の流れの中で掲載します。

【「地域子ども・子育て支援事業」等のメニュー項目】

(1) 利用者支援事業
(2) 妊婦健康診査
(3) 乳児家庭全戸訪問事業
(4) 養育支援訪問事業
(5) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
(7) 一時預かり事業
(8) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
(9) 延長保育事業
(10) 病児・病後児保育事業
(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
(12) 子育て世帯訪問支援事業
(13) 児童育成支援拠点事業
(14) 親子関係形成支援事業
(15) 産後ケア事業
(16) 妊婦等包括相談支援事業
(17) こども誰でも通園制度(乳児等通所支援事業)

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業」は、子どもやその保護者、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。基本型・特定型、こども家庭センター型（令和5年度まで母子保健型）、地域子育て相談機関型があります。

「利用者支援事業」は、箇所数のみ計画に位置づけることとされています。

本町では、ほほえみ館のこども家庭センター（健康課子育て支援係）において、基本型・特定型及びこども家庭センター型を配置し、ワンストップ型の相談支援を進めます。

【「利用者支援事業」の第2期実績と第3期確保内容】

(単位：箇所)

項目	第2期	第3期				
	R2~6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型(令和5年度まで母子保健型)	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関型		0	0	0	0	0

(2) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」は、医療機関における妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。町で母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を行っています。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

【「妊婦健康診査の健診人数」の量の見込みと確保内容】

(単位：人／年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	40	37	35	34	32	46	44	42	40	39
第2期実績と第3期確保内容	62	63	57	52	55	46	44	42	40	39

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

「乳児家庭全戸訪問事業」(赤ちゃん訪問)は、生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

【「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保内容】

(単位：人／年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	40	37	35	34	32	28	27	26	25	24
第2期実績と 第3期確保内容	44	35	47	32	27	28	27	26	25	24

(4) 養育支援訪問事業

「養育支援訪問事業」は、児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を家庭訪問支援員が訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

第1期、第2期ともに、この事業は、保健師訪問指導等の中で行っており、見込量は計上してきませんでした。第3期においても、必要に応じて、この事業を活用していきます。

【「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保内容】

(単位：人／年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						1	1	1	1	1
第2期実績と 第3期確保内容						1	1	1	1	1

(5) 地域子ども・子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

「地域子ども・子育て支援拠点事業」（地域子育て支援センター）は、主に未就園の0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子で交流したり、育児についての相談や情報提供などを行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

ほほえみ館内に地域子育て支援センターを設置し、月～金曜の10～12時、13～16時に開館しています。少子化により、今後も利用者数の減少が想定されますが、引き続き、実施体制の確保に努めます。

【「地域子ども・子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保内容】

（単位：人回／年）

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,674	1,554	1,458	1,386	1,327	927	901	954	901	847
第2期実績と 第3期確保内容	1,534	1,242	1,184	1,186	1,056	927	901	954	901	847

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」は、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）とが会員となって相互援助を行う事業です。

就学児分の量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

なお、未就園児分の量の見込みと確保内容は、「教育・保育施設の利用量」や「一時預かり」の内数で見込みます。

本町では、健康課子育て支援係が事務局となり、高原町ファミリー・サポート・センターを運営していますが、近年は利用実績がない状況です。制度の周知や援助会員の養成を図り、利用を促進していきます。

【「ファミリー・サポート・センター事業」の量の見込みと確保内容】

（単位：人日／年）

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	120	120	120	120	120	20	20	20	20	20
第2期実績と 第3期確保内容	0	0	0	0	0	20	20	20	20	20

(7) 一時預かり事業

「一時預かり事業」は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童について、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的な預かりや保育などを行う事業です。幼稚園・認定こども園教育部の通常就園時間後の「預かり保育」や保育所（園）・認定こども園保育部等での「一時保育」があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

認定こども園教育部の通常就園時間後の「預かり保育」は、少子化により、今後も利用者数の減少が想定されますが、引き続き、実施体制の確保に努めます。

「保育所（園）での一時保育」は、通常保育の実施体制の確保を優先することと、未就園児が少ないことから、第2期期間は実施できていませんが、第3期期間ではニーズの動向をふまえながら、また、「こども誰でも通園制度」（乳児等通所支援事業）と整合を図りながら、実施体制の確保に努めます。

また、「ファミリー・サポート・センター事業での一時保育」も、利用実績がない状況です。制度の周知や援助会員の養成を図り、利用を促進していきます。

【「認定こども園幼児部での預かり保育」の量の見込みと確保内容】

(単位：人日／年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	8,889	8,715	8,544	8,376	8,211	4,191	3,698	3,328	2,958	2,958
第2期実績と 第3期確保内容	5,298	5,034	4,940	5,916	5,053	4,191	3,698	3,328	2,958	2,958

【「保育所（園）での一時保育」の量の見込みと確保内容】

(単位：人日／年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	120	120	120	120	120	30	30	30	30	30
第2期実績と 第3期確保内容	0	0	0	0	0	30	30	30	30	30

【「ファミリー・サポート・センター事業での一時保育」の量の見込みと確保内容】

(単位：人日／年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	120	120	120	120	120	20	20	20	20	20
第2期実績と 第3期確保内容	0	0	0	0	0	20	20	20	20	20

（8）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

「ショートステイ」は、保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難な場合に児童養護施設などで子どもを一定期間預かる事業です。また、「トワイライトステイ」は、保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難な場合に児童養護施設などで子どもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

平成28年4月に社会福祉法人石井記念友愛社により町内に「児童養護施設神武の家」が開設し、ショートステイ、トワイライトステイを実施しています。養育が一時的に困難になるなど、必要なケースが生じた際に利用できるよう、事業の周知に努めていきます。

【「子育て短期支援事業」の量の見込みと確保内容】

(単位：人日／年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	60	60	60	60	60	10	10	10	10	10
第2期実績と 第3期確保内容	0	0	0	0	0	10	10	10	10	10

(9) 延長保育事業

「延長保育事業」は、2号・3号認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)・認定こども園などで保育を行う事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

【「延長保育事業」の量の見込みと確保内容】

(単位：人日/年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	54	51	49	45	42	14	13	12	11	11
第2期実績と 第3期確保内容	58	18	16	16	16	14	13	12	11	11

(10) 病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」は、子どもが病気にかかり、保護者も仕事などで子どもを看られない時に、小児科部門を持つ医療機関との連携を図った保育所などで、病気の子どもを一時的に保育する事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

本町では、「病児お預かりセンターぽかぽか」で病児保育を、「児童養護施設神武の家」で病後児保育を実施しており、事業の周知に努めていきます。

【「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保内容】

(単位：人日/年)

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	40	50	60	60	60	60	60	60	60	60
第2期実績と 第3期確保内容	0	0	0	13	39	60	60	60	60	60

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

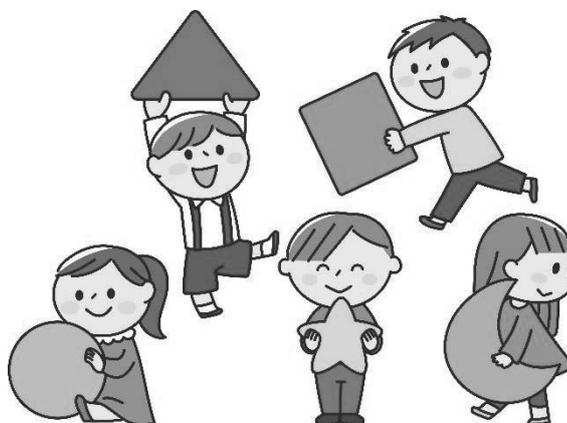
本町では、高原小学校放課後児童クラブ、出口っこクラブ、遍照クラブ、さのっこひろば、和会児童クラブの5か所で実施してきましたが、このうち、高原小学校放課後児童クラブは、小学校統廃合の準備に伴い令和6年度末で閉所し、令和7年度からは新規のクラブが開設される予定です。

近年、高学年児童の利用が増えていますが、第3期は利用者数が減少していくものと見込みます。

【「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の量の見込みと確保内容】

（単位：人）

項目	第2期				第3期				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	152	152	152	152	142	136	131	126	119
うち4～6年生	30	30	30	30	50	45	46	41	42
第2期実績と 第3期確保内容	126	138	141	153	142	136	131	126	119
うち4～6年生	17	33	45	52	50	45	46	41	42



(12) 子育て世帯訪問支援事業

「子育て世帯訪問支援事業」は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込みと確保内容は、以下のとおりです。

【「子育て世帯訪問支援事業」の量の見込みと確保内容】

(単位：人／年)

項目	第3期				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	2	2	2	2	2
第2期実績と 第3期確保内容	2	2	2	2	2

(13) 児童育成支援拠点事業

「児童育成支援拠点事業」は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設する事業です。

児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行います。個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

市町村が実施主体となり（委託可）、定員20人を基本に、管理者又は支援員のうち1人以上が常勤といった要件がある専門サービスです。

本町での実施について、今期においては未定です。

(14) 親子関係形成支援事業

「親子関係形成支援事業」は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本町での実施について、今期においては未定です。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

「妊婦等包括相談支援事業」は、妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるよう、助産師や保健師の面談など、継続して相談できる「伴走型相談支援」と、育児用品や育児サービス利用にかかる経済的負担を軽減するための「経済的支援（給付）」を併せて行います。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

ほほえみ館のこども家庭センター（健康課子育て支援係）において、対象者全員にきめ細かな相談支援を進めます。

【「妊婦等包括相談支援事業」（実人数）の量の見込みと確保内容】

（単位：人／年）

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						33	32	30	29	29
第2期実績と 第3期確保内容				38	38	33	32	30	29	29

【「妊婦等包括相談支援事業」（延べ回数）の量の見込みと確保内容】

（単位：人回／年）

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						51	49	46	45	44
第2期実績と 第3期確保内容				58	58	51	49	45	45	44

(16) 産後ケア事業

「産後ケア事業」は、産後1年未満のお母さんと赤ちゃんに対して、心と身体へのケアや育児支援、その他必要な支援を専門職が行う事業で、ショートステイ（短期入所）型、通所型、訪問型があります。

量の見込みと第2期実績、第3期確保内容は、以下のとおりです。

助産施設等に委託して実施しており、引き続き実施体制の確保に努めます。

【「産後ケア事業」（実人数）の量の見込みと確保内容】

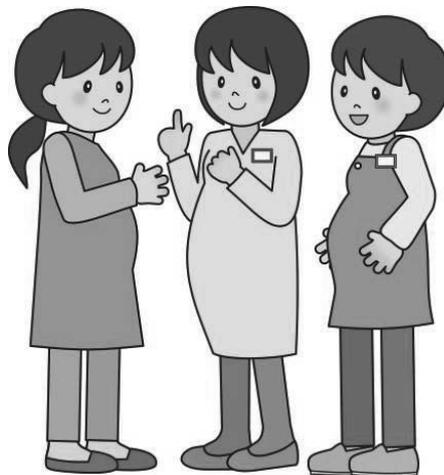
（単位：人／年）

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						15	14	14	13	13
第2期実績と 第3期確保内容			21	17	17	15	14	14	13	13

【「産後ケア事業」（延べ回数）の量の見込みと確保内容】

（単位：人回／年）

項目	第2期					第3期				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						26	26	24	23	23
第2期実績と 第3期確保内容			24	30	30	26	26	24	23	23



(17) こども誰でも通園制度（乳児等通所支援事業）

「こども誰でも通園制度」は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所（園）等で保育を受けられる制度で、令和7年度から創設され、必須事業となっています。

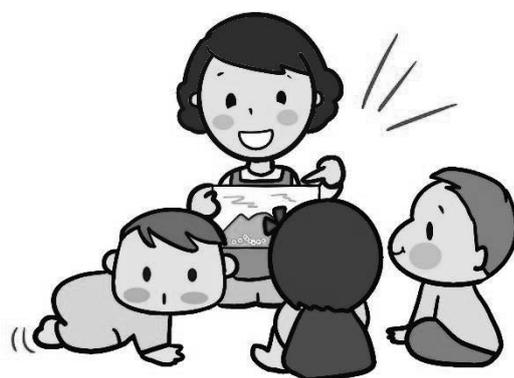
第3期の量の見込みと確保内容は、以下のとおりです。

1日1人程度、年間120日の提供を想定します。

【「こども誰でも通園制度（乳児等通所支援事業）」の量の見込みと確保内容】

（単位：人／日，人回／年）

項目		第3期				
		R7	R8	R9	R10	R11
実人数	量の見込み		1	1	1	1
	第3期確保内容		1	1	1	1
延べ回数	量の見込み		120	120	120	120
	第3期確保内容		120	120	120	120



第6章 成育医療等に関する計画

1 成育医療等をめぐる現状と課題

周産期・乳幼児期の母と子の保健については、平成9年度から、母子保健法の改正により、その主な業務が都道府県から市町村に移管され、保健師・栄養士・歯科衛生士等が地域の医師会等との連携のもと、訪問指導や乳幼児健診、予防接種等を行うスタイルが定着しています。

この計画については、平成9年度当初に策定した第1期市町村母子保健計画に続き、「健やか親子21」国民運動（平成13～26年度）、同第2期国民運動（平成27～令和6年度）に沿って推進し、本町においても、次世代育成支援行動計画の一部を母子保健計画と位置づけ、「第2期高原町健康増進計画」（平成27～令和6年度）と連携しながら、推進してきました。

一方、時代の要請から、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」が求められるようになっており、令和元年12月に「成育基本法」（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）が施行し、国の「成育医療等基本方針」により、市町村は、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を策定することとなりました。

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、思春期までの成育過程に沿って、産後うつなど不適切な育児におちいることなく、子どもたちが健やかに成長できるよう、切れ目のない保健・医療を確保していくことが求められます。

2 施策の方向

（1）妊娠・出産期の健康づくりの推進

（主担当課係：健康課子育て支援係）

妊娠・出産期は、妊婦の心身の状況が日々変化するとともに、赤ちゃんの健康への影響も大きい時期です。

この時期は、妊婦は、妊産婦健康診査や実際の出産を行う医療機関との関わりが中心ですが、町では、母子健康手帳の交付時に妊婦とつながり、健康上の課題がある方を中心に、安全な出産に向けて指導・支援を行っていきます。

〔主な事業〕

- ◆「高原町こども家庭センター」の運営【再掲】
- ◆妊婦等包括相談支援事業【地】【再掲】

- ◆母子健康手帳の交付
- ◆妊婦健康診査（費用助成）【地】
- ◆出産・子育て応援給付金事業（国事業）【再掲】
- ◆遠方の産婦人科受診にかかる交通費支援（出産応援事業補助金、出産サポート119）【再掲】
- ◆養育支援訪問事業【地】
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】
- ◆産後ケア事業【地】

（２）乳幼児期の健康づくりの推進

（主担当課係：健康課子育て支援係）

乳幼児期は、身体発育、精神・運動発達が顕著である一方、様態の急変など、疾病・異常を来しやすい時期です。

町では、赤ちゃん訪問により、乳児・養育者と関わりを持ち、乳幼児健診、予防接種により、継続的な健康状態の把握と疾病等の早期発見に努めます。また、乳幼児もぐもぐ大すき教室、育児学級などを通じ、育児に関する情報提供、技術の伝達を図るとともに、愛着の形成や不安・悩みの軽減につなげていきます。

心身の発達に支援が必要な乳児・養育者に対しては、養育支援訪問事業などを通じて経過観察・伴走支援に努めます。

また、乳幼児期は歯と口の健康づくりにとっても重要な時期であり、歯科健診・歯科相談をきめ細かく実施するとともに、かかりつけ歯科医での定期的な健康管理を働きかけていきます。

〔主な事業〕

- ◆乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）事業【地】
- ◆養育支援訪問事業【地】【再掲】
- ◆予防接種事業
- ◆乳児健康診査
- ◆乳幼児もぐもぐ大すき教室【再掲】
- ◆育児学級【再掲】
- ◆1歳6か月児健康診査
- ◆3歳6か月児健康診査
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】【再掲】
- ◆4～5歳児成長発達調査事業【再掲】
- ◆むじっ子成長発達相談会【再掲】

◆関係機関との連携による小児医療の体制確保

(3) 学童期・思春期の健康づくりの推進

(主担当課係：健康課子育て支援係、教育総務課学校教育係)

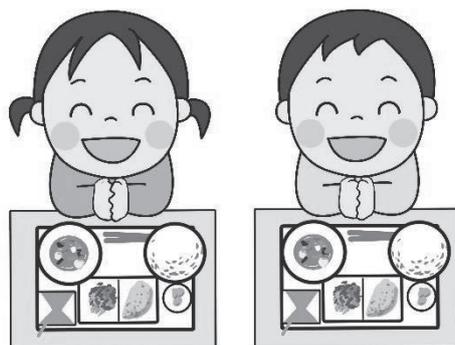
学童期・思春期は、いわゆる第二性徴など、体や心の発達・変化が著しい時期であり、この時期の健康の問題が、生涯の健康づくりに様々な影響を及ぼすと言われています。

このため、学校保健や地域保健において、「早寝早起き朝ごはん運動」をはじめ、栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進します。

また、発達段階に応じ、飲酒・喫煙・薬物の乱用防止教育を進めるとともに、性に関する正しい知識の普及に努めます。

〔主な事業〕

- ◆学校保健事業（学校健診の実施、食育・口腔衛生、飲酒・喫煙・薬物の乱用防止、性に関する正しい知識、メンタルヘルスなどの健康教育の推進）
- ◆関係機関との連携による小児医療の体制確保【再掲】



【妊娠・出産から小学校入学までの健康支援スケジュール】



妊娠期

出産～
産後2か月

生後2～3か月

3か月～1歳

1歳6か月

3歳～就学前

小学校入学

☆母子健康手帳交付…妊娠の診断を受けたら、妊娠届出が必須！

(原則) 毎月第2・4火曜日 9:30～11:30

☆出産応援ギフト…妊娠1回につき50,000円交付

※妊婦本人との面接必須

☆出産サポート119…緊急の出産時に、救急車で産院等へ搬送する制度



☆出産応援事業補助金…妊娠22週以降、妊産婦健診の通院費用等の経済的負担軽減を目的とし、32,000円補助

★児童手当・乳幼児医療費助成制度申請

★産婦健康診査(2回)…産後2週間と産後1か月の時期に受診

★産後ケア事業…ショートステイ(短期入所)型、通所型、訪問型があり、ご希望に沿った利用をご提案！

※利用内容詳細は、お問合せください。



★赤ちゃん訪問…お子さまの体重測定やお子さまの発育、お母さんの産後の体調などについてお話

☆予防接種開始…かかりつけ小児科医等で予防接種を受けよう！

☆子育て応援ギフト…出生児1人につき50,000円交付

※赤ちゃん訪問等による面接必須

★乳児健康診査(集団)…年4回、ほほえみ館多目的室(和室)で実施

予約不要



★乳児健康診査(個別)…集団健診を受診できない場合などに助成券を使い、医療機関で健診を受診！

★乳幼児もぐもぐ大すき教室…年2回、離乳食を進めるために必要な基礎知識等を紹介&試食🍴

事前予約制

★育児学級…年3回、ほほえみ館多目的室(和室)で開催親子で音楽に触れたり、体を動かしたりしよう！！

事前予約制

★1歳6か月児健康診査(集団)…1歳6か月～1歳8か月児対象(個別通知あり)



☆3歳6か月児健康診査(集団)…3歳6か月～3歳8か月児対象(個別通知あり)

☆4・5歳児成長発達調査…発達専門員による保育園訪問

☆むじっ子成長発達相談会…公認心理師や言語聴覚士による発達相談

事前予約制



この他にも、ご活用できる事業があります。

保健師・看護師・管理栄養士の専門職と一緒に考え、ご家族のみなさまをサポートさせていただきます♪

第7章 ひとり親家庭自立促進計画

1 ひとり親家庭をめぐる現状と課題

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、経済的な困窮のみならず、支援を期待できる人間関係の困難や地域での孤立、親子で心穏やかに過ごす時間の制限など、多様な課題を抱えています。

国では、平成14年に「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」として抜本的に改正し、父子家庭を支援の対象に加えるとともに、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化しました。

そのほか、平成15年には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」として改革されるとともに、令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）も施行されています。

アンケート調査によると、本町の小学4～6年生・中学生がいる“生活困難世帯”の約3割がひとり親世帯であり、必要な支援を進めていくことが求められます。

2 施策の方向

(1) 必要な支援につながる相談支援の推進

(主担当課係：健康課子育て支援係)

ひとり親は、ひとり親であることによる悩みを相談しづらいことも多く、こども家庭センターを中心に、南部福祉こどもセンター、宮崎県ひとり親福祉連合会など関係機関・団体と連携しながら、就業支援、子育てへの支援、生活支援など様々な分野の制度・サービスにつなげ、継続的にフォローしていきます。

〔主な事業〕

- ◆「高原町こども家庭センター」の運営【再掲】
- ◆民生委員・児童委員による相談支援の実施【再掲】
- ◆母子・父子自立支援員による相談支援（南部福祉こどもセンター）

(2) 就業支援の推進

(主担当課係：産業創生課商工観光係)

ひとり親、特に母子家庭の母は、子育ての負担や就業経験、職業能力の不足などにより、働く意欲がありながら、就労できない方やパート・アルバイト等で働く方も多く、低い賃金水準を余儀なくされており、就職・転職やキャリアアップの支援が重要です。

このため、宮崎県ひとり親福祉連合会が開設する「母子家庭等就業・自立支援センター」やハローワークなど関係機関と連携し、安定した就業につながるよう、「自立支援プログラム」などを活用した就業スキルの向上やライフプランニング形成に向けた支援を推進します。

〔主な事業〕

- ◆高原町無料職業紹介所事業
- ◆「自立支援プログラム」の策定促進（宮崎県ひとり親福祉連合会）
- ◆自立支援教育訓練給付金事業（南部福祉こどもセンター）
- ◆高等職業訓練促進給付金事業（南部福祉こどもセンター）
- ◆就業支援講習会等事業（宮崎県ひとり親福祉連合会）



(3) 生活支援の推進

(主担当課係：健康課子育て支援係)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、児童扶養手当をはじめとする経済的支援制度をわかりやすく説明し、適正な活用につなげるとともに、保育所(園)等の優先利用、家庭生活支援員の派遣など、保健福祉サービスによる生活支援の利用を促進していきます。

住宅問題は、離婚直後に直面する大きな課題であり、「宮崎県ひとり親家庭住宅支援資金の貸付」等により、住宅確保を支援します。

また、配偶者等からの暴力等様々な生活課題を抱える母子を母子生活支援施設へ保護し、安全で安心した生活が送れるよう、継続的なフォロー支援を進めます。

そのほか、養育費の確保と面会交流は、子どもの重要な権利ですが、確実に実施されてはいない現状があるため、離婚前・離婚直後から、養育費や面会交流の取り決めと継続的な履行が確実に行われるよう、相談、伴走支援を進めます。

〔主な事業〕

- ◆児童扶養手当【再掲】
- ◆ひとり親家庭医療費助成【再掲】
- ◆宮崎県母子父子寡婦福祉資金の貸付(南部福祉こどもセンター)
- ◆ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員の派遣)
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】【再掲】
- ◆養育支援訪問事業【地】【再掲】
- ◆ひとり親家庭住宅支援資金の貸付(宮崎県社会福祉協議会)
- ◆母子生活支援施設への保護(南部福祉こどもセンター)
- ◆公正証書等の作成費用と養育費保証契約の費用の補助制度の検討(宮崎市と日南市で実施)

第8章 こどもの貧困対策計画

1 こどもの貧困をめぐる現状と課題

いわゆる「貧困の連鎖」によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意のもと、平成26年に「こどもの貧困対策法」（こどもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、5年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和5年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されるこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向が示されています。

アンケートでも、本町の小中学生のいる世帯の約18%が“生活困難世帯”であり、経済面だけでなく、教育、健康など、様々な面で、それ以外の世帯より悩みや不安を抱えていることがみてとれることから、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、保護者への生活・就労支援、子どもの居場所づくりなど、子どものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

2 施策の方向

（1）状況把握と相談支援の推進

（主担当課係：福祉課福祉係、健康課子育て支援係、教育総務課学校教育係）

子育て世帯に限らない町民全体における生活困窮者の状況把握と相談支援は、福祉課福祉係を窓口に、生活困窮者自立支援制度に基づいて行っています。

子育て世帯の生活困窮の状況は、学校や保育所（園）・認定こども園の教職員・保育士やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、地域子育て支援センター等の支援者、そのほか、地域の相談者である民生委員・児童委員などが把握しているケースが多く、関係者間でのケースワークを進めて福祉ニーズを把握し、必要な支援につなげていきます。

〔主な事業〕

- ◆生活困窮者自立支援事業による「自立相談支援」（南部福祉こどもセンター）
- ◆こどもの貧困に関する相談支援の推進

(2) 子どもの居場所づくり

(主担当課係：健康課子育て支援係、教育総務課学校教育係・社会教育係)

放課後や休日の地域での居場所は、生活困窮家庭の子どもたちが、生活習慣、学習習慣、人や社会と関わる力、自己肯定感など、生きる力を身につけるために重要です。

「こども食堂」など、飲食の無料提供や学習支援などを行う取組を促進し、居場所での友人や地域住民とのつながりを通して、子どもの貧困問題の解消をめざしていきます。

〔主な事業〕

- ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】
- ◆子どもの居場所づくり支援事業（こども家庭庁補助事業）【再掲】
- ◆高原町中央公民館図書室での子どもの読書活動の推進【再掲】
- ◆適応指導教室「ひむか学級」での指導・支援の推進【再掲】

(3) 就業や生活への支援の推進

(主担当課係：福祉課福祉係、健康課子育て支援係、産業創生課商工観光係、教育総務課学校教育係)

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、各種制度による経済的な支援や、就業スキルの向上やライフプランニング形成に向けた支援、家事等の支援などを行い、子どもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

〔主な事業〕

- ◆生活困窮者自立支援事業による「家計改善支援事業」・「住居確保給付金の支給」等（南部福祉こどもセンター）
- ◆生活保護（南部福祉こどもセンター）
- ◆児童扶養手当【再掲】
- ◆小中学校の就学援助【再掲】
- ◆子育て世帯訪問支援事業【地】【再掲】

第9章 子ども・若者育成支援計画

1 子ども・若者育成支援をめぐる現状と課題

日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）にのっとり、総合的な子ども・若者育成支援施策を推進することを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月に施行されました。同法は、第1条で、「子ども・若者をめぐる問題が深刻な状況にある」と規定しています。

そのことを「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月）では、「つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題」、「インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題」、「ニートなどの就業をめぐる課題」として指摘し、「多くの若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増している」と総括しています。

アンケートからは、本町においても、ヤングケアラーの状態では生活課題を抱えている児童・生徒や、「ひきこもり」を経験している若者が少なからずいることが明らかとなっており、必要な支援につないでいく必要があります。

2 施策の方向

（1）子ども・若者の成長を支える地域環境づくり

（主担当課係：教育総務課社会教育係）

本町には、青少年の健全育成、非行防止に関わる活動や、体験活動・スポーツ活動などを通じて青少年の心身の育成を図る活動があります。いずれも、自治会などの地域コミュニティに根ざした活動を続けており、子ども・若者の成長を地域で支えるこうした活動の振興を図っていきます。

〔主な事業〕

- ◆「青少年育成町民会議」の活動支援
- ◆生涯学習・生涯スポーツ事業への子ども・若者の参加促進

(2) ひきこもり防止と居場所づくり

(主担当課係：福祉課福祉係、教育総務課学校教育係・社会教育係)

若者のひきこもりは、試験や就職の失敗、対人関係のストレスなどの体験に、本人の気質や発達の状況、家庭の状況などが複合的にからみあって生じると考えられますが、長期間に及ぶと、本人自身にも、周囲の人々や地域社会にとっても社会的損失であるため、「宮崎県子ども・若者総合相談センター『わかば』」、「宮崎県ひきこもり地域支援センター」など関係機関と連携しながら、また、本町においても関係課・係が連携し、つながりの回復や社会的役割の獲得に向けた支援を推進していきます。

〔主な事業〕

- ◆適応指導教室「ひむか学級」での指導・支援の推進【再掲】
- ◆子どもの居場所づくり支援事業（こども家庭庁補助事業）【再掲】
- ◆公民館等での若者の居場所づくり
- ◆「宮崎県子ども・若者総合相談センター『わかば』」、「宮崎県ひきこもり地域支援センター」等と連携した相談支援の推進
- ◆重層的支援体制整備事業（「包括的な相談支援」・「参加支援」・「関係づくり支援」等）の創設

(3) ヤングケアラーへの支援の推進

(主担当課係：健康課子育て支援係、教育総務課学校教育係・社会教育係)

ヤングケアラーは、一般に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされています。

保護者が子どもの権利を侵害しているという意識が希薄であったり、子ども自身も自らをヤングケアラーと認識できず、相談につながりにくいといった課題があります。

このため、各小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生委員・児童委員などが連携し、対象家庭の状況把握や見守り、生活に対する助言等に努めるとともに、物理的・心理的負担を軽減するため、家事援助など既存の福祉サービスの利用などにつなげていきます。

また、町独自のヤングケアラー支援事業の必要性について、検討を進めていきます。

〔主な事業〕

- ◆ヤングケアラーについての周知・啓発
- ◆ヤングケアラー支援事業の検討

（４）学業・就業の再チャレンジの支援

（主担当課係：産業創生課商工観光係、教育総務課学校教育係・社会教育係）

「6・3・3・4年の単線型の就学制度と新卒採用を重視する雇用慣行」に対して前向きになれず、不登校や学校中退、ニートの状態にある子ども・若者が、再び、学習や就業等にチャレンジしていけるよう、関係者・関係機関が連携しながら、複合的な課題の把握に努めるとともに、専門職によるカウンセリングやアウトリーチによる家庭教育支援、居場所の提供、就業準備支援など、伴走支援を粘り強く推進します。

〔主な事業〕

- ◆教育相談の実施【再掲】
- ◆適応指導教室「ひむか学級」での指導・支援の推進【再掲】
- ◆「みやざき若者サポートステーション」などと連携した若者の就業支援の推進
- ◆生活困窮者自立支援事業による「自立相談支援」（南部福祉こどもセンター）【再掲】
- ◆重層的支援体制整備事業（「包括的な相談支援」・「参加支援」・「関係づくり支援」等）の創設【再掲】



参考資料

1 国の「こども大綱」、宮崎県の「こども計画」の施策体系

国の「こども大綱」、宮崎県の「こども計画」の施策体系は、以下のとおりです。
 国、宮崎県ともに、ライフステージ別の施策体系を位置づけており、本町においても、それを踏襲します。

【国の「こども大綱」の施策体系】

1 ライフステージを通じた重要事項	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	
	(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
	(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
	(4) こどもの貧困対策	
	(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	
	(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	
	(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	
2 ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期まで	◇妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
		◇こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
	(2) 学童期・思春期	◇こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
		◇居場所づくり
		◇小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
		◇成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
		◇いじめ防止
		◇不登校のこどもへの支援
		◇校則の見直し
		◇体罰や不適切な指導の防止
	(3) 青年期	◇高等教育の修学支援、高等教育の充実
		◇就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
		◇結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
		◇悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
	3 子育て当事者への支援に関する重要事項	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援		
(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大		
(4) ひとり親家庭への支援		

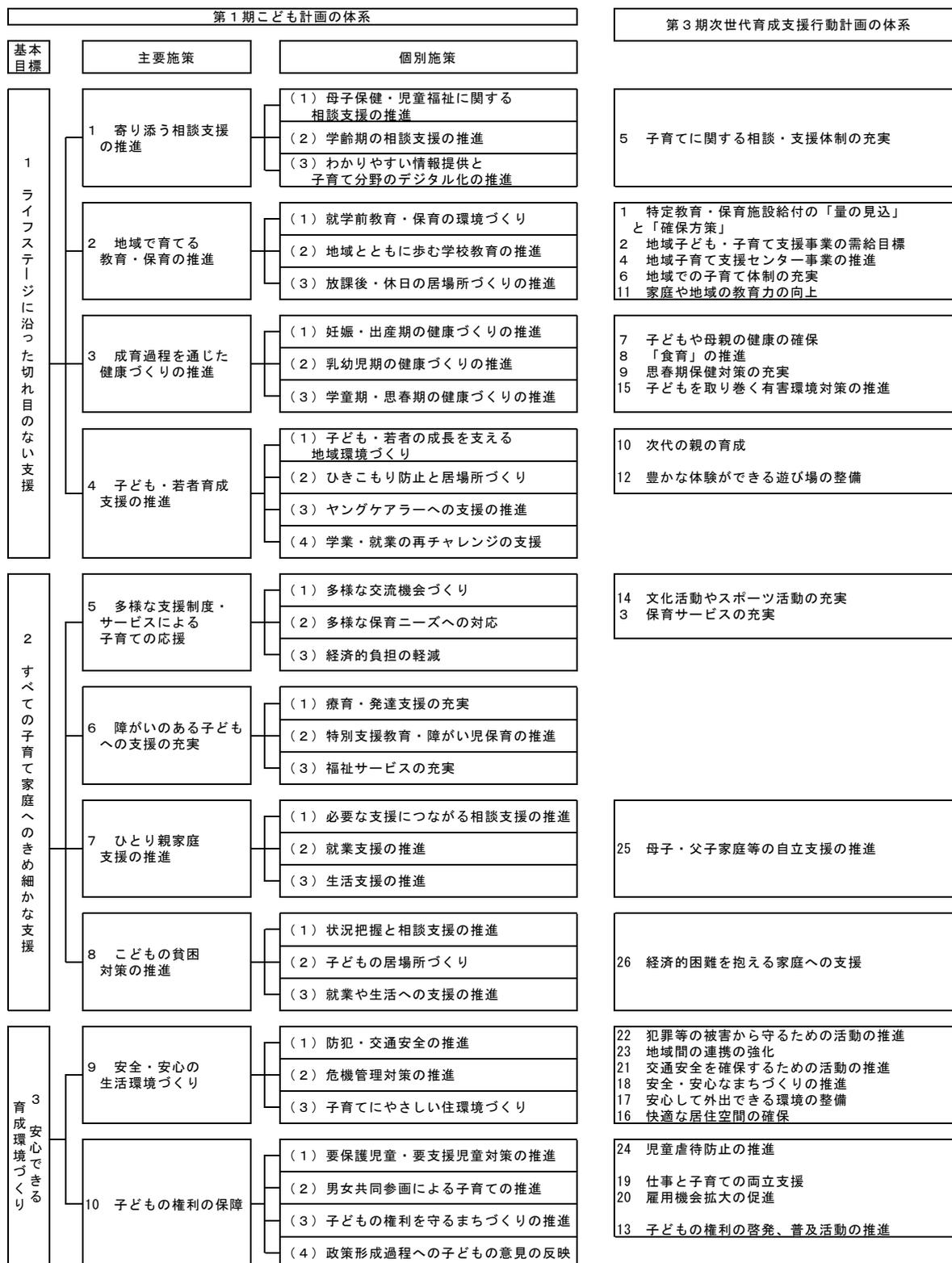
【宮崎県の「こども計画」の施策体系】

施策の柱	施策の方向性
I ライフステージを通じた施策	
施策の柱 1 こども達の権利擁護・意見の反映	(1) こども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映
施策の柱 2 未来を切り拓くこども達への支援	(1) 遊びや体験活動の推進 (2) こどもまんなかまちづくり (3) こども・若者が活躍できる機会づくり (4) こども・若者の健やかな育ちの実現
施策の柱 3 困難な環境にあるこども達への支援	(1) こどもの貧困対策 (2) 障がい児・医療的ケア児への支援 (3) 児童虐待防止対策の更なる強化 (4) 社会的養護を必要とするこども・若者への支援 (5) 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援 (6) こども・若者の自殺対策 (7) 犯罪・事故などからこども・若者を守る取組
II ライフステージ別の施策	
施策の柱 4 安心してこどもを生ま育てることのできる環境づくり（こどもの誕生前から幼児期まで）	(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 (2) 質の高い幼児教育・保育の提供
施策の柱 5 宮崎の未来を担うこども達の育成（学童期・思春期）	(1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 (2) こどもの居場所づくり (3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (4) いじめ防止対策や不登校のこどもへの支援
施策の柱 6 若者の希望を叶えるみやぎづくり（青年期）	(1) 新規学卒者・若者への就職支援 (2) 若者・女性にとって魅力ある地域づくり (3) 出逢い・結婚支援の充実・強化
III 子育て当事者等への施策	
施策の柱 7 子育て支援の充実	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 子育て支援情報の発信・こども政策DXの推進
施策の柱 8 共働き・共育での支援	(1) 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の支援 (2) 多様な働き方と子育ての両立支援
施策の柱 9 こどもと子育てにやさしい社会づくり	(1) 県民全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成 (2) 地域の実情に応じた少子化対策の推進

2 前計画と本計画の施策の対応関係

本計画と第3期次世代育成支援行動計画の施策の対応関係は、図のとおりです。ライフステージ別の施策体系を位置づけることや、「こどもの貧困対策計画」など6計画を含めることなどに留意し、第3期計画からの組み換えを行っています。

【第3期次世代育成支援行動計画と第1期こども計画の施策の対応関係】



3 用語説明

	用語	解説
あ 行	アプリ	アプリケーションソフトウェアの略称で、特定の用途や目的のために設計・提供されるコンピューターソフトのこと。
	ICT	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略語で、通信技術を使って人と人とがつながる技術のこと。
	アウトリーチ	アウトリーチは、「手を伸ばすこと」の意。福祉の分野では、助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、積極的に働きかけ、支援を届けることを指す。
	生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きるために重要な力。文部科学省が学習指導要領の中で、教育の理念として掲げている。知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）をバランスよく育てていくことが重要とされている。
	一時預かり	保育所、認定こども園、幼稚園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業。
	居場所	福祉の分野では、人とのつながりが希薄になりがちな人が、人とふれあい、居心地がいいと思える場所のこと。日常生活の中でそうした場所を持っていない人に対し、無料や安価で居場所を提供することが、心身の健康増進や地域のつながりづくりといった公益的な役割を果たす。
	NPO（エヌピーオー）	民間非営利団体などと訳され、非営利で、自主的に公共的な活動を行う民間の組織、団体。ノンプロフィット・オーガニゼーションの略。
	延長保育	通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施すること。

	用語	解説
か 行	家庭教育	保護者が子どもに対して行う教育。家族のふれ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身に付けていく上で重要な役割を果たす。
	GIGAスクール構想	令和元年に開始された、全国の児童・生徒 1 人に 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。
	教育・保育施設	児童福祉法に規定する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、認定こども園法に規定する認定こども園を指す。
	協働	立場が異なる者が、一つの目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。
	業務継続計画（BCP）	災害時に、各組織が、早期に業務再開を図るためにあらかじめ策定しておく計画。
	合計特殊出生率	地域内の 15～49 歳までの全女性の年齢別出生率を合計した人口統計の指標。その地域で、一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数とみなして、少子化の傾向を把握するために用いる。
	子育て支援センター	厚生労働省が実施する地域子育て支援拠点事業の中の取り組みの一つで、子育てに関する相談支援や、子育て中の親子同士の交流、子育て情報の提供・発信など、様々な育児支援を行う施設。
	子育て世代包括支援センター	母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する。
こども家庭センター	子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援を行う拠点。子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点事業の両機能をあわせ持つ。	

	用語	解説
	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。
	こども家庭庁	令和5年4月1日に発足した政府の部局の1つ。従来、内閣府や厚生労働省などがそれぞれ担っていたこども事務の一元化を図る目的に設立された。学校教育は引き続き文部科学省が担う。
	こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されたもの。
	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体、または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと。
	こども食堂	子どもが一人でも行ける無料又は低額の食堂であり、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。
	こども大綱	令和5年12月22日に、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するために閣議決定した、政府全体のこども施策の基本的な方針。
	こども誰でも通園制度 (乳児等通所支援事業)	0～2歳児が保護者の就労要件を問わず保育所(園)等で保育を受けられる制度。試行事業を経て令和7年度から正式に創設され、令和8年度からは市町村の必須事業に位置づけられる。
	こどもまんなか社会	こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと。こども家庭庁を中心に、社会運動として推進している。
	こども未来戦略	令和5年12月22日に、こども基本法に基づき、こども大綱と同じく閣議決定した、政府全体のこども施策の計画。

	用語	解説
	個別の支援計画・指導計画	「個別の支援計画」は、障がいのある児童・生徒に対し、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために、母子保健部門や障がい福祉部門、教育部門など関係者・関係機関が連携・協力を図りながら作成するもの。「個別の指導計画」は、「個別の支援計画」をふまえながら、教育課程における目標や指導内容、指導方法等を具体化するために学校で作成するもの。
	コミュニティ	同じ地域に居住して、共同の活動、共通の経験を通して結びついている人々の集団や社会のこと。今日では、情報化や交通の発達により、地縁に寄らないコミュニティも発達している。
	コミュニティ・スクール (学校運営協議会)	学校と地域住民が力を合わせ、より良い教育環境づくりを進めるため、地域住民が学校運営に参画できるようにするしくみや考え方のこと。
さ 行	産後ケア	産後一定の期間、自宅や医療機関等において、お母さんと赤ちゃんに対して、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図り、安心して育児ができるように支援するもの。
	産後パパ育休制度	産後 8 週間以内に 28 日を限度として 2 回に分けて取得できる休業で、1 歳までの育児休業とは別に取得できる制度。
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された 10 年間の時限立法であったが、10 年ごとに延長され、令和 6 年には令和 17 年 3 月 31 日までの延長と改正された。この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。
	児童虐待	身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告が、法律で義務づけられている。

	用語	解説
	児童手当	18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方を対象に支給される手当。家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。令和6年10月までは15歳到達後最初の年度末までであったが、対象が拡充され、所得制限も撤廃された。
	児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)	子どもが持つ権利について定めた条約で、平成元年に国連総会で採択され、日本も平成6年に批准している。「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」という4つの原則が定められている。児童の権利条約、子どもの権利条約などとも呼ぶ。
	児童発達支援	障がいがある、または発達が気になる未就学児が通所し、日常生活スキルの習得や集団生活への適応などの支援が行われる福祉サービス。
	児童扶養手当	離婚によるひとり親世帯など、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定及び自立の促進と、児童の福祉の増進に寄与するために支給される手当。支給対象者は、18歳到達後最初の年度末までの児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母と、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。
	児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。
	就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる学齢期の児童生徒の保護者に対し、学校給食費・学用品費・修学旅行費など、学校で必要なお金の一部を援助する制度。

	用語	解説
	重層的支援体制整備事業	高齢者介護、障がい福祉など分野ごとの福祉サービスでは解決できない複合的な課題に対し、重層的な支援を行い解決を図るために、令和3年度から社会福祉法に位置づけられた事業。
	食育	食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育のこと。食育基本法により、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられ、実際に食べることや栽培・収穫すること、調理することなど、体験教育が重視されている。
	新型コロナウイルス感染症	令和元年12月に中国で確認されて以降、令和4年まで世界的流行（パンデミック）をもたらした気道感染症。世界中で3億人以上が感染し、500万人以上が死亡した。
	スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の悩みを受け止め、「心の専門家」としてカウンセリングや心のケアを行う者。文部科学省が公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教員を資格要件にしており、心理臨床業務または児童・生徒を対象とした相談業務を5年以上経験した大卒・短大卒者等を「スクールカウンセラーに準ずる者」としている。
	スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職。資格要件は、スクールカウンセラーほど厳格ではなく、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者等も含む。
	成育医療	「成育医療」とは、妊娠にはじまり、胎児から新生児、幼児から大人になり、さらに次の世代を育む生殖や健康の過程を診る医療のこと。成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題を包括的にとらえて対応するために、産婦人科・小児科医療だけでなく、他の診療科や保健、教育、福祉等と連携して進められる。

	用語	解説
	生活困窮者	生活困窮者自立支援法では、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義されている。
	生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう所要の措置を講ずるため、平成 27 年に施行された法律。
	生活福祉資金貸付制度	低所得者、障がい者、高齢者等に対し、生活に関する必要な相談や貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の向上を支える制度。
	相対的貧困	その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと。経済協力開発機構(OECD)は、世帯の所得が等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない状態のこととして、国ごとの比較を定期的に公表している。
た 行	高原町無料職業紹介所事業	ハローワーク等の協力を得て、高原町役場庁舎内で開設している職業紹介所。職業相談・紹介・求人情報の提供を行う。
	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。平成 29 年に社会教育法に位置づけられた。
	DX(ディーエックス)	デジタルトランスフォーメーションの略語で、デジタル技術の活用によって業務を変革し、価値を高める取り組みのこと。
	適応指導教室	不登校の児童生徒等が学校生活へ復帰できるように、個別カウンセリングや学習指導等を行う活動。

	用語	解説
	デジタル化	アナログ手法に依存していた業務プロセスを自動化及び効率化すること。例えば、これまで紙を用いていたような事務処理をペーパーレス化する、朱肉による押印が必要だった契約処理を電子契約化する、マニュアルや資料を電子化して、誰がどの拠点においても自由に閲覧できるようにするといったことがあげられる。令和3年9月に国の機関としてデジタル庁が発足し、行政機関のデジタル化を加速化させている。
	等価可処分所得	世帯の可処分所得（所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと。相対的貧困を算出する際に使用する。世帯人員の影響を反映するため、過去の研究成果を根拠に、平方根で割る方式が一般化している。
	特別支援教育	障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
	特別支援教育支援員	障がいのある児童生徒に対し、食事、トイレ、移動など、日常生活動作の介助を行ったり、学習活動上のサポートを行う者。
	特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する児童の福祉の増進に寄与するために支給される手当。支給対象者は、20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等。
な 行	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えている。
は 行	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く住民・事業者等から意見や情報等を求める手続きのこと。

	用語	解説
	ハローワーク (公共職業安定所)	民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う、国(厚生労働省)の機関。地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する。
	ファミリー・サポート・センター	子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)とが会員となって相互援助を行う事業。
	保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設のこと。 そのうち、認可保育所は、国・県が定める基準に適合し、県の認可を受けた定員20人以上の保育所のこと。
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業。学童保育、学童クラブ、放課後児童クラブなど様々な呼び方がある。また、公設公営、公設民営、民設民営など、運営形態も様々である。
	放課後等デイサービス	障がいがある、または発達が気になる就学児が放課後や休日に通所し、日常生活スキルの習得や集団生活への適応などの支援が行われる福祉サービス。
	母子健康手帳	妊娠中からの健康管理と出産の記録や、子どもの健康診査結果、予防接種の記録に使用する手帳。妊娠の届出を行うことで、子ども一人につき一冊交付される。
	母子父子寡婦福祉資金	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として貸し付けられる資金。

	用語	解説
	母子父子自立支援員	配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導等の支援を行う者。
ま 行	宮崎県南部福祉こどもセンター	様々な家庭や子どもの問題への対応を充実するため、従来の「北・西諸県福祉事務所」、「都城児童相談所」、「知的障がい者更生相談所都城支所」の機能を統合した、北・西諸県圏域を管轄する、福祉に関する総合的な相談・支援機関。
	みやざき若者サポートステーション	15歳から49歳までの方の職業的自立を目的とし、厚生労働省が県との協働により設立した支援機関。一人ひとりに添ったプログラムを一緒に考え、就労・就学などの職業的自立を支援する。
	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援も行う。
や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。
	幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校のこと。
	要保護児童等対策地域協議会	保護や支援を必要とする児童及び保護者に対して適切な支援を行うために、関係機関が協力・連携して会議を開催し、支援の内容について協議を行う。協議会は、代表者会議、実務者会議、ケース会議の3つから構成される。
	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと。「災害時要配慮者」は、従来、「災害時要援護者」と呼んでいた。
ら 行	ライフステージ	幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、人生の節目ごとに分けられた段階のこと。

	用語	解説
	療育	障がいや、発達上の心配のある子どもに対し、作業療法、言語療法などの専門療法を行うなど、一人ひとりの特性にあわせて必要な支援を行うこと。

4 高原町子ども・子育て会議要綱

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、高原町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき町が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、会長には副町長を、副会長には教育長をもってあてる。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康課子育て支援係にて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

5 高原町子ども・子育て会議 委員名簿

	所 属	職 名	氏 名	備考
1	高原町PTA連絡協議会	会長	川平 典生	
2	高原町保育会	会長	松元 由美子	
3	高原町認定こども園	代表	涌水 英昭	
4	高原町校長会	会長	西岡 雅弘	
5	高原町自治公民館 連絡協議会	会長	西村 四男	
6	高原町社会福祉協議会	会長	北迫 泉	
7	高原町民生委員 ・児童委員協議会	主任児童委員	樋口 和夫	
8	高原町民生委員 ・児童委員協議会	主任児童委員	村田 経典	
9	高原町民生委員 ・児童委員協議会	母子父子部会長	鴨 町子	
10	高原町	副町長	横山 安博	会長
11	高原町	教育長	西田 次良	
12	高原町教育総務課	課長	田中 博幸	

6 策定経過

年	月日	内容
令和6年	7～8月	アンケート調査の実施
	10月30日	第1回子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果の報告 ・計画骨子案の検討
令和7年	1月22日	第2回子ども・子育て会議 ・計画素案の検討
	1月27日～ 2月25日	パブリックコメントの実施

高原町第1期こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：高原町

編集：高原町 健康課 子育て支援係

住所：〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 360 番地 1

高原町総合保健福祉センターほほえみ館内

T E L：0984-21-2423

F A X：0984-42-4550

